

練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について

1 都市計画マスタープランの改定について

都市計画マスタープランの改定に関しては、その第8章に「見直しと評価」についての項目を設け、その考え方を記載している。

練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という)においては、都市計画マスタープランを区のみちづくりの基本計画とし、区民等、事業者、区それぞれの役割を謳うとともに、変更に関する手続きを定めている。

2 実施状況報告書について

条例には「当該変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書を作成し、公表するものとする。」(第5条第3項)としている。

そこで、今回変更の原案の検討に先立って「実施状況報告書」を作成し、公表し、意見書の受付を実施した。合わせて、説明会等を開催し区民意見を聴取したところである。今後は、実施状況報告書に寄せられたご意見等を踏まえ、実施状況報告書で示した改定の視点等に基づき、都市計画マスタープランの改定に着手する。

3 都市計画マスタープランの改定方針について

今回の改定は、現行の計画期間の中間の見直しとなる。そこで、都市計画マスタープランの「基本理念」、「目標とするまちの将来像」等は踏襲した上で、関連計画との整合を図り、時点修正を行うとともに、この10年間の社会経済の状況変化に対応した修正を加えることを基本とする。さらに、現在取り組み中あるいは今後予想される、区において特徴的なまちづくりの課題について記述する。

また、都市計画マスタープランは、練馬区における都市計画の基本方針であると同時に、地域における住民主体のみちづくりの指針となるものである。改定に当たっては、広く区民参加を得て、意見反映をするとともに、区民が理解しやすく、わかりやすい表現と構成に努めていく。

4 これまでの経過

7月12日	環境まちづくり委員会	改定について報告
7月25日	都市計画審議会	同上
9月	区民アンケート（3000名無作為抽出）	
10月4日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書の作成報告
11月4日	ワークショップ	
11月5日	都市計画審議会	実施状況報告書の作成報告
12月19日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書報告
12月26日	都市計画審議会	同上
1月11日～	実施状況報告書公表、意見書の受付（2月1日まで）	
	説明会5回	
	まちづくり関係団体ヒアリング	
3月11日	環境まちづくり委員会	改定方針等報告

5 今後の予定

《平成25年度》

- 4月～ 区民意見交換会の公募（区報・ホームページ等）
都市計画審議会・部会での検討（全6回予定）
- 5月～ 区民意見交換会（ワークショップ形式・全9回予定）
区民ヒアリング等
まちづくりセンターによる取組
- 26年3月 改定素案作成

《平成26年度》

- 改定原案公告および縦覧、説明会実施、意見書提出
- 改定案公告および縦覧 意見書提出
- 改定計画策定

6 資料

- (1) 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書に関する区民意見 3頁
- (2) 練馬区都市計画マスタープラン改定の基本的考え方 19頁
- (3) 練馬区都市計画マスタープラン改定構成案（図） 23頁
- (4) 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書（概要） 別添
- (5) 練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書（冊子） 別添

練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書に関する区民意見

概要

- 1 目的と性格、まちの現状と課題、まちの将来像と都市構造について
 - ・これまでのまちづくりの成果は、その前段階から種を育ててきたものが、結実したものです。今後 10 年間のまちづくりの種は何ですか。
 - ・「特色あるまちづくり」とありますが、特色とは何ですか。農業ですか、緑ですか。「等」とあるのはどうしてですか。
- 2 めざすまちとまちづくりの方針について
 - (1) とともに住むまち
 - ・例えば、小学校の空教室にお年寄りの集まれる場所をつくる、公園にお年寄りの管理人を置くなど、子どもとお年寄りが共生できるまちづくりが必要です。
 - ・高齢者の割合が増えており、まちづくりにも影響すると思います。家族構成も変化してきています。その対応を盛り込むべきです。
 - (2) 安心・安全のまち
 - ・東日本大震災以降、災害への備えが改定の大きなポイントになります。そのためには、災害に強い、延焼防止のまちづくりが必要です。
 - ・都市型水害への対策も重要です。そのためには、東京都や周辺区との連携も必要だと思います。
 - (3) 活動的でにぎわいのあるまち
 - ・都市経営的な視点から住宅以外の産業的な土地利用についても考慮する必要があります。農業の高度化や、商業地の充実などについての施策ができるとういいます。
 - ・商店街にもっと活気ができるようにしてほしい。
 - ・練馬の特色、都市資産としてアピールできるアニメ・マンガを活かした街づくりをしてほしい。
 - ・安全で快適に移動できるまちの実現のため、幹線道路を整備し、区内の南北交通の利便性の向上を引き続き推進する必要があります。
 - ・都市計画道路等、影響範囲が広域にわたる場合は、完成後の区民の生活に支障がでないように、生活空間になじませる仕組みが必要です。
 - ・自転車通行専用レーンを設置してほしい。また、駐輪違反、無灯火走行、携帯電話使用の禁止など、自転車に関するマナーを徹底してほしい。

- (4) みどりとみずのまち
 - ・河川は東京都の所管ですが、区ももっと能動的に働きかけるべきです。
 - ・農地は、練馬らしさのひとつなので、これからも残すための施策を考えてほしい。
 - (5) 環境と共生するまち
 - ・マスタープラン策定後にできた景観法（平成 16 年施行）との関連付けを強化し、今回の改定に反映させるべきです。
- 3 地区別まちづくりについて
- ・練馬駅周辺を練馬の顔とすべく、練馬駅東側を通過する放射 35 号線の開通を考慮したまちづくりを進めるべきと考えます。
 - ・西武新宿線沿線では、便利なまちづくりをしてほしい。また、鉄道の高架化で、まちが分断されることのないようにして地元の意見を聞いてほしい。
 - ・大泉学園駅周辺の整備は、アニメを活かした特色あるまちづくりを進めてほしい。
- 4 住民参加について
- ・「まちづくり条例」制定やまちづくりセンター開設は評価します。しかし、まだ十分活用されていません。具体的な事業への反映については、課題がたくさんあります。
 - ・住民参加が謳われているが、実際は私たちが出した意見がどのように反映されたかがわかりづらいです。
 - ・地域には高齢者が多く、インターネットの活用が難しいこともあります。逆に、若い人は区報を読まない人も多いです。広報の仕方はいろいろあり難しいと思いますが、工夫してほしい。
- 5 進め方・その他について
- ・都市計画は、自治体や住民にとって大変重要なので、十分な区民への周知と説明、さまざまな方法による意見受付、区内での他の領域との連携などに努めてほしい。
 - ・東京都や国との協働も視点に入れて改定を進めるとよい。
 - ・都市計画マスタープランは、区民にはなじみがありません。もっと使われるようなマスタープランになってほしい。
 - ・見直しにおいては、新たな人材発掘の機会にもしてほしい。前回と同じ方法ではなく、新たな区民参加を考えてほしい。
 - ・前回の策定後、まちづくりセンターが設置されました。見直しには、センターと連携することも必要だと思います。

**練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書に関する
区民意見要旨および区の見解について**

練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書については、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第5条第3項の規定により公表し、練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）第3条第2項の規定により意見の受付をしました。

提出された意見の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

縦覧等

○縦覧期間：平成25年1月11日～2月1日

○意見書受付期間：同上

○意見書提出件数：9通 42件

		意見の要旨	区の見解
1	ともに住むまち	子どもとお年寄りが共生できるまちづくりが必要だと思います。例えば、小学校の空教室にお年寄りの集まれる場所をつくる、公園にお年寄りの管理人を置く、などが考えられると思います。	マスタープランの目標とするまちの姿のひとつに「ともに住むまち」があります。お年寄りも子どもも住みやすいまちづくりをこれからも目指してまいります。
2		70万区民の中には、さまざまな分野の専門家が大量にいます。地域コミュニティと協働の推進のためには、こうした区民の情報を区として集約しておき、活用するとよいのではないですか。	まちづくりに限らず、さまざま分野で区民の方が地域活動をしていらっしゃると思います。活動の内容が多岐にわたり、それぞれ関わり方が異なることもあり、集約する予定は現在ありません。
3		まちづくりの面から、案内標識、ガイドマップ等については、区民が見やすく使いやすいものかどうか十分検討して、設置してほしい。	関係所管とも連携をして、進めてまいります。
4	安心・安全のまち	災害に強いまちの実現は、平成23年の東日本大震災以来の重要項目の一つと考えます。火災による延焼被害は十分に対策を講じる必要があると考えます。有効な延焼防止帯の確保が課題になると考えます。	災害を防ぐまちづくりをめざし、密集住宅市街地整備促進事業の実施や「練馬区耐震改修促進計画」に基づく耐震化助成などの施策を実施し災害に強いまちづくりを行ってまいりました。また、大震災が発生した場合、区民と区が協力してまちの復興を進めるために、「練馬区震災復興マニュアル」を平成19年度に策定しました。 マスタープランの改定でも、『災害に強いまちの実現』を改定の視点の大きな柱と考えています。今後も区民の皆さまが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めてまいります。
5		都市計画マスタープランの策定（改定）に対する区民の要望は多岐に渡ると考えます。 その中でも重要なのは、今後発生が予想されている首都直下地震を見据え、大震災に対する備えを万全にすることではないでしょうか。特に、木造住宅が多い練馬では、家屋の倒壊や火災により大きな被害が引き起こされないか心配です。区民の住みやすい「まちづくり」とは、災害に強い「まち」をつくることではないでしょうか。	

6		マスタープランの方針の中に「活動的にぎわいのあるまち」とあるのに、改定の視点には、「にぎわい」「快適」といった面が入っていません。	実施状況報告書記載の改定の視点は、改定の方向性・視点のうち主なものを挙げています。まちづくりには、「にぎわいの創出」も重要と考えております。	
7		駅周辺の「にぎわいづくり」に関する記述がよくわかりません。どのような人の流れ、消費・滞在活動を指すのか記述してください。	今回の実施状況報告書には、10年間で実施した施策のうち主なもの、代表的なものを記載しました。いただいたご意見は、今後の改定の中に活かしてまいります。	
8		都市経営的な視点から住宅以外の産業的な土地利用を考慮する必要があると考えます。農業の高度化だけでなく、商業地の充実などについても施策ができればと考えます。	「みどりゆたかな住宅都市」を基本に、状況の変化、区のまちづくりの方向性、いただいたご意見等を踏まえ、産業振興等によるまちの活性化を進めます。	
9	活動的にぎわいのあるまちづくり	練馬区への視線を日本中、世界中から集め、各種産業を活性化させるためには、区への評価を高めることが必要だと思います。そのための定期的な会議を開いてはどうでしょうか。	区民の皆さまの誇りとなるだけでなく、より幅広い方々に認めていただけるような区をこれからも目指します。	
10		練馬の特色、都市資産としてアピールできるアニメ・マンガを活かした街づくり、マスタープランとなるように、理念・方針・姿勢にアニメ・マンガについて加えるべきです。	アニメ産業の充実やアニメ文化の普及については、これまでも「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画（平成21年度～26年度）」に基づき取り組んでおります。まちづくりの視点に新たにアニメを加えることを検討いたします。	
11		地域商店街の活性化のために、商店街を横断した一括精算システムの研究や、商店街広報への助成、商店街へのベンチの設置などが考えられると思います。	各地域のまちづくりを進める際には、めざすまちの姿について、地元商店会や地域の方々との意見交換や検討を行っております。こうした取り組みの中で、地域特徴にあった商店街活性化を進めてまいります。	
12		広場・駅前・商店街等に関係あるアニメ・マンガのヒーロー像やモニュメントなどを設置するようにしてください。 区内の道路、広場・公園についてもそうした発想に基づき、区全体が夢のある街となるように希望します。 (同意見3通)	モニュメントの整備については、「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画（平成21年度～26年度）」に基づき、調査・検討を進めてまいります。いただいたご意見は、今後の改定の参考にさせていただきます。	
13				
14				
15		アニメ・マンガのミュージアム、漫画関連の施設を設置することを要望します。 (同意見3通)	アニメ・マンガのミュージアム、漫画関連の施設を設置することを要望します。 (同意見3通)	アミューズメント施設の整備については、「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画（平成21年度～26年度）」に基づき、調査・検討を進めてまいります。
16				
17				
18		練馬の漫画とアニメについてもっと積極的な広報施策を実施し、「アニメの練馬」をアピールしていくべきだと思います。	アニメ文化の普及事業については、「練馬区市地域共存型アニメ産業集積活性化計画（平成21年度～26年度）」に基づき、実施してまいります。	

19	活動的に ぎわいの あるまち づくり	特撮番組の聖地である練馬区の特性を活かし「ヒーローのまち」宣言をして、あらゆるヒーローを憲章する制度を設けるべきだと思います。そうすることで、内外の注目を集めるのではないのでしょうか。	区では、アニメ発祥の地であり多くのアニメ企業が集積している練馬区の特徴を生かし、平成21年度に「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画（平成21年度～26年度）」を策定し、アニメ産業の振興とアニメ文化普及に取り組んでおります。アニメ以外のコンテンツ産業の活用は、今後の課題と考えております。	
20		映像コンテンツは権利処理が煩雑であり、他の事業とのコラボレーションを生みにくいと思います。例えば、映像特区の検討も有り得るのではないのでしょうか。	各映像作品に関する著作権については、著作権等に関する法令や個々の契約によるものです。映像コンテンツの活用は、今後の課題と考えております。	
21		安全で快適に移動できるまちの実現のため、区内の南北交通の利便性の向上を引き続き推進する必要があると考えます。（外環道の整備促進は、区内の交通負荷および排気ガスの環境負荷の軽減に役立つと考えます。）	南北方向の交通利便性の向上を図るためには、道路ネットワークの強化が必要です。引き続き、外環など都市計画道路の整備を推進致してまいります。	
22		都市計画道路等、影響範囲が広域にわたる場合は、完成後の区民の生活に支障がないように、生活空間になじませる仕組みが必要ではないのでしょうか。	今後とも都市計画道路の整備に合わせて沿道のまちづくりを推進してまいります。	
23		活動的に ぎわいの あるまち づくり	コミュニティバス路線については、路線数だけでなく、利用人数なども記述してほしい。また、今後の運行については、需要の有無を検証したうえで実施してほしい。	今回の実施状況報告書には、10年間で実施した施策のうち主なもの、代表的なものを記載しております。バスの運行については、今後とも、皆さまのご意見をお聴きしながら検討してまいります。
24		活動的に ぎわいの あるまち づくり	バス等の運行に必要な交差点、道路等の改良、都市計画変更について柔軟に取り組む必要性を記述してください。	バスの運行の改善に向けては、道路ネットワークの強化が必要です。引き続き、さまざまな手法で道路整備を推進してまいります。
25		活動的に ぎわいの あるまち づくり	エイトライナーの有効性を検証するために、停留所の少ない特急バス運行の試行検討の必要性を盛り込んでください。	公共交通の充実を図るため、エイトライナーの実現に取り組みます。なお、具体的なお提案については、今後の検討課題と認識しております。
26	活動的に ぎわいの あるまち づくり	自転車通行専用レーンを設置してほしい。また、駐輪違反、無灯火走行、携帯電話使用などを無くしてほしい。合わせて、自転車に関するマナーなどをこどもにもきちんと徹底してほしい。	自転車走行環境の整備に関しては、「自転車利用総合計画」に基づき進めています。自転車走行時のルール順守・マナー向上等については、交通管理者とも連携しながら引き続き進めてまいります。	
27		練馬駅前千川通りの放置自転車が日中から夜間多数あります。撤去作業の時間について見直しの必要性があることを記述してほしい。	マスタープランは、区全体のまちづくりの方向性を記述するものです。放置自転車対策の必要性については記載しますが、具体的な方策は、それぞれの事業の中で検討してまいります。	

28	みどり とみず のまち	現在のマスタープランの河川に関する記述は、不十分です。東京都の考え方を踏まえ、石神井川流域について練馬区の意見や要望を整理し、反映できるようにしてほしい。	練馬には、石神井川と白子川の2本の河川が流れています。両河川とも東京都と協議し、景観計画に基づき、「景観重要公共施設」として指定しています。今回の改定では、こうした内容も盛り込み記述する予定です。
29	みどり とみず のまち	民有地の樹木が伐採され、地域のみどりが失われています。「名木」以外の中規模な樹木、樹林などについても管理・伐採について届出制等を検討する必要性を盛り込んでください。	みどりの保全については、重要な課題として認識し、「みどり30推進計画」に基づき事業を実施しています。現在第2期事業計画の策定を進めています。具体的な方策は、それぞれの事業の中で検討致します。
30	環境 と共生 するまち	マスタープラン策定後にできた景観法（平成16年施行）との関連付けを強化し、今回の改定に反映させるべきだと考えます。	区では、練馬区景観計画および景観条例（いずれも平成23年施行）に基づき、良好な景観の形成を図る「景観まちづくり」に取り組んでおります。今回の改定では「周辺と調和のとれたまち」をめざして、景観についての内容を充実させる予定です。
31		練馬駅周辺を練馬の顔とすべく、練馬駅東側を通過する放射35号線の開通を考慮したまちづくりを進めるべきと考えます。	練馬駅周辺については、「練馬の中心核」にふさわしい市街地の形成を図るため、地元の方々のご意見を伺いながら、地区計画を策定する等のまちづくりを実施してまいりました。放射35号線沿道のまちづくりについても、今後、事業化の見通しを踏まえた中で検討してまいります。
32	地区 別まち づくり	東京の西北部は、マンガ・アニメ関連の関連企業が多い。大江戸線の延伸活動には、練馬区内の延伸地域だけでなく、広く沿線地域と連携を図り、「マンガ・アニメライン」としての連携が斬新だと思われるので、そうした取り組みを考えてみてはどうだろうか。	大江戸線の延伸については、大江戸線延伸促進期成同盟（会長：志村練馬区長。関係地域住民、区議会等で構成）を結成し、東京都へ要請活動等を実施しております。平成24年度には、大江戸線延伸地域の小学校4・5・6年生を対象に「大江戸線延伸ポスターコンクール」を実施しました。今後ともさまざまな取り組みを行い、大泉学園町への早期延伸の実現を目指します。
33		大泉学園周辺には、作家やマンガ家、アニメーターが多く在住している。大江戸線延伸によりあたらしくできる「大泉学園町の駅」の周辺の街づくりでは、新しい文化・芸術の町を創造してほしい。駅・駅前、道路、公園等にマンガ・アニメ・文学関連の案内版やミニ資料館などのさまざまな工夫をこらした都市計画事業を展開してほしい。また、街づくりの際は、商店会・町会だけでなく、地域のさまざまな団体やグループの声を十分組み取ってほしい。	大江戸線の延伸にともなう大泉学園町のまちづくりについては、地元の方々、関係者の方々のご意見を伺いながら、今後も進めてまいります。

34	地区別まちづくり	大泉のまちづくりでは、地域実態を活かす住民によるコミュニティ活動の支援や、フィルムコミッションの設立支援の必要を盛り込んでほしい。	コミュニティ活動の支援は地域のまちづくりに重要なことと考えます。どのような内容を盛り込むかは今後検討します。
35		大泉学園駅から東映撮影所の導線をつくるためにも、アニメに関するオブジェクトを設置して歩くことが楽しくなるようにしてほしい。特に、商店街について、プレーメンや境港に負けないように、楽しく練馬らしいものにしてほしい。	大泉学園駅北口から東映アニメーションまでのアクセス道路を駅北口周辺地区の地区計画において「アニメ軸」として位置付け、今後も地域の方々の意見もお聞きしながら、まちづくりを進めてまいります。
36		本川越駅の「時の鐘と蔵のまち」のように、大泉学園駅に「アニメとヒーローのまち」等の副駅名を冠するよう検討する必要性を記述してください。	まちづくりの方向性については、地元の皆さまのご意見をお聞きしながら進める予定です。
37		大泉学園駅の改札の名称を「北口・南口」ではなく、「銀河鉄道999口」「白子川源流口」に変更してほしい。	どちらも区の貴重な財産だと考えますが、改札口の名称については、現在のままの予定です。
38		大泉学園駅南口には、井頭公園や牧野庭園があり、散歩に適しています。街歩きする人を増やすために、アニメキャラクターと写真撮影ができるキャラクター付ベンチを置いてほしい。	北口については、地元の皆さまのご意見をお聞きしながら、アニメを活かしたまちづくりを進めていく予定です。南口については、現在のところアニメキャラクター付のベンチを設置する予定はありません。
39		大泉周辺の、みどころスポットやトイレの場所、商店街のお店や飲食店の紹介を盛り込んだ「散歩マップ」作成のための委員会をつくってはどうか。その地元のマップ作りに対しての作成費用を毎年区でもってほしい。	まちづくりを進める際には、めざすまちの姿について、地元商店会や地域の方々との意見交換や検討を行っております。こうした取り組みの中で、いただいたご意見も参考にしております。なお、商店街活性化のために商店街が作成するマップ作成経費については、区でその経費の一部を支援しております。
40	住民参加	マスタープラン策定以降、推進体制として「まちづくり条例」を制定し、まちづくりセンターを開設して、区民のまちづくりを支援してきたことを評価します。しかしながら、道具立ては進んできましたが、活用面ではいまだ十分でないと感じています。特に事業への反映については、課題がたくさんあるように思われます。	まちづくり条例には、住民主体のまちづくりを進めるためにさまざまな「まちづくり提案制度」を設けました。今後も、まちづくりセンターと連携しながら、住民主体のまちづくりをすすめてまいります。また、改定の取組の中で課題を整理致します。

41	進め方・その他	<p>都市計画は、自治体や住民にとって大変重要なもので、十分な説明と意見交換が必要です。そのため、①庁内で都市計画や土木部門だけでなく、商業・観光・農業部門などとも連携をとってすすめてほしい。②区民への説明責任を果たしてほしい。③十分な広報周知をしてほしい。④意見書の受付、説明会だけでなく幅広く区民の意見を受ける機会を設けてほしい。</p>	<p>①改定にあたっては、さまざまな関連部署と連携して進めます。 ②いただいたご意見を踏まえ、今後改定に取り組めます。 ③さまざまな機会をとらえて周知に努めます。 ④幅広い区民の方のご意見を集約できるように致します。</p>
42		<p>東京都や国との協働も視点に入れて改定を進めるとよいと思います。</p>	<p>国や東京都の動向を踏まえながら、都市計画マスタープランの上位計画である東京都の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図って進めてまいります。</p>

説明会における意見と回答

○説明会開催日時等

- 1月19日（土） 10：00 石神井庁舎
 14：00 練馬区役所
 1月21日（月） 18：30 関区民センター
 1月22日（火） 18：30 勤労福祉会館
 1月24日（木） 18：30 光が丘区民センター 参加：17名 ご意見：55 件

		意見の要旨	区の見解
1	目的と性格・まちの現状と課題・まちの将来像と都市構造	この10年のまちづくりの成果は、その前段階から種を育ててきた成果が出たためと思う。そう考えると、今後の10年間のまちづくりの種はできているのか教えてほしい。	この10年の達成度は、今回の報告書で評価をしています。事業はある程度進ちよくしており、住民参加の仕組みや住民主体のまちづくりで方向性をお示しできました。今後は、これまでの成果や経験を活かし、住民参加のまちづくりに取り組んでいきたいと思っています。まちづくりの骨格として西武新宿線の立体化や外かく環状道路等の事業が考えられます。
2		計画期間は概ね20年とあるが、今回は10年が経過した段階の見直しです。新たに、今後10年と考えるのでしょうか。	今回は中間の見直しなので、現行の計画期間をそのまま踏襲し、同じ計画期間としています。
3		策定時の人口は、20年後にどのくらいと推計し、まちづくりを実施してきたのですか。	推計値として、人口は平成22年に67万2千としました。実際は、平成24年に70万7千となっています。
4		マスタープランに数値目標がないのはなぜですか。	「都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）として、まちづくりの方向性を示したもので、数値目標は各個別計画で示すことにしています。
5		都市計画マスタープランの「拠点」とはどのような位置づけのものですか。	マスタープランでは、練馬駅周辺地区を中心核、石神井公園駅周辺、大泉学園駅周辺、光が丘を地域拠点としています。その他の駅周辺は、生活拠点としています。
6		8章の評価と見直しの方向性について、4つ挙げられているが概要版に記載がない。	8章は、マスタープランの改定について記載しています。見直しの方向性は、概要版の1面と同じです。
7		仮設建築物の問題を、都市計画マスタープランにどう位置づけるのですか？	都市計画の方針であるマスタープランに位置づける予定はありません。
8		「特色あるまちづくり」とあるが、特色とは何ですか。農業ですか、緑ですか。「等」とあるのはどうしてですか。	特色あるまちづくりとは、農地、文化財、自然環境、人と人のつながりなどを練馬らしさとしてとらえています。「等」には、風景、まちなみ、歴史等も含めています。
9		風致地区のあり方は、具体的にどのような報告を考えているのですか。	東京都と協議し、課題の整理をしています。今後緑を守るための地区計画の導入などを考えています。

10	ともに住むまち	高齢者の割合が増えており、まちづくりにも影響すると思います。家族構成も変化してきています。その対応を盛り込むべきです。	家族にかかわる個別の課題は、すべてをマスタープランに盛り込むのは困難です。人口構成や世帯の変化に応じたまちづくりについて検討いたします。
11		「ともに住むまち」に交流という記述がありますが、区民同士の交流を指すのですか、外部との交流を指すのですか。	交流は、コミュニティという広い概念でとらえています。
12		区報に出ていた大泉で実施している「地域コミュニティ」に関しては、どうなっているのですか。	地域コミュニティの育成として「地域コミュニティ活性化プログラム」に基づき、現在事業を実施しています。
13	安心・安全のまち	都市計画マスタープランと復興に向けた計画の関係はどうなっているのですか。	事前復興の考え方も取り入れて議論し、マスタープランに反映させていきたいと考えています。
14		東京都のハザードマップでは、住んでいる地域が危険な箇所のように見えます。地域ではあまり知られていないように思います。	ハザードマップについては、東京都の地域危険度、東京消防庁の延焼危険度などがでています。少なくとも区内に第5ランクのエリアはありません。
15		地震への関心度が高くなっています。水害だけでなく、地震のハザードマップを作成すべきです。	ハザードマップについては、東京都の地域危険度、東京消防庁の延焼危険度などが出ております。
16		首都直下地震が予測されています。それに伴う原発事故、放射能汚染が危惧されます。マスタープランでそれらの対応を示すのですか。	放射能問題については、まちづくりの計画には馴染まないと考えています。危機管理の課題として捉えています。
17		耐震化率について、耐震改修は277棟とあるが、全体のうちのどのくらいの割合になるのでしょうか。	住宅の耐震化率を90%に向上させるために、耐震補強工事を3,700戸で実施する必要があります。平成23年度末時点で、耐震補強工事は277棟、303戸です。今後も目標達成のため、普及啓発に努めます。
18	活動的でにぎわいのあるまちづくり	交通結節点の充実に商業振興とあるが、既存店は商業振興に含まれるのですか。各駅によって、特色があると思います。どのように取り組んでいくのか教えてください。	交通結節点における商業振興は、当然周辺の商店街も含めたものです。地域の特色については、それぞれのまちづくりの話し合いの中で検討してまいります。
19		活力、にぎわいのために、将来のまちづくりをどうするのですか。アニメを活用したまちづくりを、区の特色として反映してほしい。	アニメ産業の充実やアニメ文化の普及については、これまでも「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」に基づき取り組んでおります。まちづくりの視点に新たにアニメを加えることについては、今回の改定の中で検討いたします。

20	活動的に行き来のできるまちづくり	西武新宿線が地下化するという話を以前聞いたことがあります。	以前は、輸送力の増加を見込んで地下に急行線をつくる計画がありましたが、旅客が伸びず、中止になっています。
21		外環、外環の2は、都市計画マスタープランではどう位置づけているのですか。	「外かく環状線」という高速道路と「外かく環状線の2」という一般道路の2つの都市計画があります。実施状況報告書に「事業中」とあるのは、平成23年度までに事業化された「外かく環状線」についてです。
22		南北交通のネットワークの進ちょく状況は、どうなっていますか。	区内の公共交通は、鉄道網が東西を結び、南北交通はバスからなっています。そのため、環状8号線を導入空間としたエイトライナーの実現に向けて取り組んでいます。
23		コミュニティバスは、6路線ありますが南大泉ルートのように乗客の少ない路線もあります。どのように路線を決めているのですか。	区内は東西方向の鉄道網を補完する形で、南北方向に5事業者によるバス路線が幹線道路を走っています。公共交通空白地域では、改善計画に基づきバス事業者と連携してコミュニティバスを走らせております。
24		自転車走行環境を考慮し、自転車レーン設置は考えていないのですか。	国のガイドラインが固まってきた為、来年度以降具体的な整備を検討してまいります。
25	放置自転車の撤去は、朝だけでなく、撤去時間の工夫をして、実施してはどうでしょうか。	全体でみると、放置自転車数は減少してきています。昼間の買い物利用等の放置自転車が課題となってきたため、今後対策を検討してまいります。	
26	みどりのみずのまち	農地の減少がなかなか止まらず難しいと聞いています。農地の減少に対するみどり30の施策について、今までの成果と今後について教えてください。	農地の減少に対しては、農業を活性化するための支援、農地に関する法制度改正の要請を柱として取り組んできました。法制度は全国的なものなので難しい面もあります。今後は、農地や農の風景を活かした公園づくりの取り組みも検討してまいります。
27	地区別まちづくり	環状8号線にエイトライナーや、バスを走らせ交通網をつなげてほしい。	エイトライナーは、現在検討中です。また、公共交通の不便な地域があることは認識しており、バス交通を主体に改善に向けて検討しています。
28		まちづくり協議会設立の基準はどうなっているのでしょうか。	まちづくり条例では地区まちづくりを位置付けており、要件を満たせば、区が認定し支援することになっています。
29		光が丘団地は高齢化も進んでおり、多摩ニュータウンの例を見ても、取り組むべき課題が多いと思います。まちづくり協議会等を考えるべきではないでしょうか。	光が丘地区の特性は承知しております。まちづくり協議会は、まちづくり条例に位置づけています。
30		保谷駅周辺は、西東京市と連携とありますが、この10年でどのようなことを実施してきたのでしょうか。	区としては、何らかの基盤整備を行う必要があると認識し、地域で年に数回勉強会を行っています。具体的な取組については、来年度から検討する予定です。

31		牧野庭園へ行く道が車の往来も多く、歩きづらいです。	学芸大の通りは生活幹線道路で、今後整備を要する路線と位置づけられています。付近に都市計画道路の整備が予定されていることから、それを見据えながら検討する必要があると考えています。
32		大泉学園駅のまちづくりは、どういう計画か説明してほしい。 駅ホームの曲線が、安全か気になります。	大泉学園駅の東側までは、平成26年度を目途に高架化を行っていきます。その先は、高架の計画はありません。駅のホームを改良する計画はありませんが、鉄道事業者へ安全確保を働きかけています。
33		大泉学園の駅は、南北が分断され、歩行者は平面移動がしにいくと思います。	鉄道との交差の関係もあり、車両はアンダーパス、歩行者と車いすはエレベータ等で移動する形式としました。北口は、再開発事業を立ち上げ、駅前広場、ペDESTリアンデッキにより2階で移動できる計画です。
34		ペDESTリアンデッキは、自転車も通れるのでしょうか。	ペDESTリアンデッキは自転車が通行できません。自転車については、現行のルートとなりますが、平成26年度末に、周辺道路のアクセスも良くなり自転車利用もしやすくなる予定です。
35	地区別まちづくり	大泉学園北口のバス停留所は、商業振興を考え（買い物しやすいように）、設置場所を変更してはどうでしょうか。	大泉学園駅北口は、駅前で時計まわりに一方通行になっています。その限られたスペースで、乗客の乗降、バスの待機、乗車のサイクルを考え現在の位置になっています。
36		西武新宿線沿線では、便利なまちづくりをしてほしい。 また、鉄道の高架化でまちが分断されることのないようにして地元の意見を聞いてほしい。	東京都は、西武新宿線の立体化を検討しています。区としては、それに合わせて地域のまちづくりを進めていきたいと考えています。 また、石神井公園駅の事例では、まちづくり協議会の意見をもらいながら、説明会を実施し、高架化等も並行して進めました。
37		第7地域のまちづくりが今どうなっているのか、地元で情報が入ってこないように思います。もっと、区民を巻き込む形で、まちづくりをすすめてほしい。	第6地域、第7地域のまちづくりは、それぞれの地域で状況が異なります。協議会を立ち上げている地域、前段階として調査や研究を実施している地域もあります。住民の皆さまと一緒に検討するための準備段階の時期もあります。周知を図りながら進めてまいります。
38		上石神井駅周辺のまちづくりの成果、今後の展望はどうなっているのですか。	平成13年にまちづくり協議会をつくり、平成20年にまちづくり条例に基づく、まちづくり基本構想を策定しました。現在は、どのように事業化を図るかの段階です。 武蔵関駅は、平成22年度にまちづくり協議会が発足、平成24年から25年にかけてまちづくり計画を策定中です。上井草駅は、平成23年から協議会を立ち上げています。

39	地区別まちづくり	以前に、上石神井駅、武蔵関駅、上井草駅の3つの駅で協議会を立ち上げると聞きましたが、いまどうなっているのですか。また、住民参加で協議会をつくるなどしてほしい。	上石神井駅が先行し、武蔵関駅、上井草駅が続いている。連携したまちづくりを推進しています。 平成21年にアンケート調査を実施、平成24年2月には「まちづくりフォーラム」を実施した。まちづくり計画の策定では、住民説明会等を予定しています。
40		参考にしたいので、(石神井地域の)協議会のメンバー構成はどのようなものだったか、教えてほしい。	石神井公園では、商店会代表、町会代表、地域の公募の方からなっていました。
41	住民参加	地域別まちづくりについては、住民合意ができずに課題となっているものもあります。そういった課題を明らかにし、区民の意見を聞くことも必要ではないでしょうか。	個別の課題があることは、認識していますが、都市計画マスタープランは、区全体の方向性を記載するものです。これまでの経緯を含め、検討致します。
42		まちづくり協議会は、主体は区ですか、それとも住民ですか。どうすれば認可されるのですか。	住民発意のまちづくり協議会を、まちづくり条例で位置づけています。まちづくりセンターが地域の自主的なまちづくり活動の支援を行います。
43		協議会を立ち上げる際は、対象地区以外の地域から公募するのですか。範囲はどのように決めるのですか。	地域のまちづくりの場合は、区域を決めその中で協議会を立ち上げるのが基本です。 ただし、交通ネットワークに関するものや広域的なまちづくりの場合は、広く意見を聞くためアンケートの実施や説明会の実施を通して意見をいただく場合もあります。
44		区が計画をつくる時2案あるときは、両方の意見を示して住民意見を聞くと、住民意識もあがるのではないのでしょうか。	密集事業や地区計画、重点地区まちづくり計画などいずれの事業でも、住民と協議会や検討委員会を組織し、どうあるべきか検討しています。組織で検討した案に対して、アンケートを実施したり、説明会を実施したりしています。
45		住民参加が謳われているが、実際は私たちが出した意見がどのように反映されたかがわかりづらい。	計画としてまとめたときに、どのように反映されたか、わかりやすくするように努めてまいります。
46		地域で出した意見に対して、納得できるような形式で返してほしい。	住民の方の意見を丁寧に反映できるように参加の方法を考えながら、まちづくりを進めてまいります。
47		地域には高齢者が多く、インターネットの活用が難しいこともある。逆に、若い人は区報を読まない人も多い。広報の仕方はいろいろあり難しいと思うが、工夫してほしい。	区もさまざまな方法で周知を実施しています。今後も皆さまのご意見を反映できるように、工夫をしております。

48		報告書に「地域コミュニティと協働の推進」とありますが、人の集まりが少ないように思います。もっと区民意見を聞くべきです。	改定に関しては、区だけではなく、まちづくりセンターとも連携して、いろいろな方の声を聴いて進めてまいります。
49		説明会で意見を述べられるのであれば、きちんと知らせるべきと考えます。	区の説明会は、説明するだけでなく、質問を受けるのが基本となっています。広報の仕方を工夫致します。
50		意見書の提出と、説明会での意見を述べるのは、違う扱いになるのですか？	実施状況報告書に頂いたご意見として、同様に考えております。
51	進め方・その他	改定検討委員会と審議会のメンバー構成を教えてください。また、来年度ワークショップ等の対面での区民意見聴取は考えているのですか。	改定検討委員会は、庁内の検討組織となり関係各課で組織しています。都市計画審議会は、学識経験者、区議会議員、住民の代表者等からなります。意見聴取は、ワークショップ等により実施する予定です。
52		区民に関わりのある計画策定では、アンケートをとることは重要です。今後も実施してほしい。	今後はアンケートではなく、区民との話し合いを中心に考えています。個別の課題については、それぞれの部門でどのように皆さまの意見をお聞きするか、検討することになります。
53		今回の改定の住民意見の聴取の仕方はどうのように考えていますか。	今回は、中間の見直しの為、全体構想と地域別を合わせて検討していきます。まちづくりセンターとも連携し、ご意見を伺ってまいります。
54		まちづくりセンターをもっと活用し、ソフト面を充実してほしい。	現在、まちづくりセンターと進め方について協議しています。協力して進めてまいります。
55		記述の中で、元号と西暦が併記されているところと、そうでないところがある。西暦に統一すべきでないでしょうか。	区では、原則元号を用いますが、刊行物の表紙等は西暦を併記します。今後、わかりやすいように工夫します。

まちづくり関係団体ヒアリングでいただいたご意見

○ヒアリング結果等

ヒアリング：5団体 参加：12名 ご意見：15件

		意見等の要旨	回答の要旨
1	ともに住むまち	10年前と地域の状況が変化し、家族の在り方も変わってきている。マスタープランで解決する問題ではないですが、そうした内容も盛り込んで改定してほしい。	この10年の社会状況の変化を反映したマスタープランとなるようにします。
2		今後10年で高齢者が増加すると思います。高齢者からみた「まち」という視点を位置付けてほしい。	高齢の方だけでなく、すべての方に使いやすいまちを目指した考え方を盛り込んでいきます。
3	安心・安全のまち	東日本大震災以降、災害への備えが改定の大きなポイントになると思います。そのためには、災害に強い、延焼防止のまちづくりが重要だと思います。	今回の改定の視点のひとつが「災害に強いまちの実現」です。そのために、さまざまなまちづくりを充実させていきます。
4		都市型水害は、練馬区だけでは解決しないと思います。東京都や周辺区との連携も必要だと思います。	現在の取組等を踏まえ、内容を充実させていきます。
5	活動的であるまち にぎわい	商店街にもっと活気ができるようにしてほしい。	地域に根ざした商業活動の活性化は、今後も重要な課題と考えています。
6		自転車対策には、これからも取り組んでもらいたい。	今後も関係機関と連携して取り組みます。
7	みどり と水のまち	河川は、東京都の所管であるが、区ももっと能動的に働きかけるべきです。	いただいたご意見等を踏まえながら、事業や計画策定を進めます。
8		農地は、練馬らしさのひとつだと思います。これからも残すための施策を考えてほしい。	農地の保全は、区としても引き続き取り組む重要課題と認識しています。
9	環境と共生 するまち	前回マスタープラン策定後、景観計画が策定されました。現行のマスタープランに、新たな「景観」の考え方が入ることになるのか気になります。	景観計画、景観条例に基づき、取り組んでいる「景観まちづくり」の考え方を盛り込む予定です。
10		開発事業の際に、景観を考えることが必要である。	同上。

11	進め方・その他	まちづくり推進体制の充実をもっと実施状況報告書に記載してほしい。	報告書には、「主な実施状況」しか記載できませんでした。いただいたご意見は、見直しの中に活かします。
12		都市計画マスタープランは、区民にはなじみがない。もっと使われるようなマスタープランになってほしい。	区民の皆さまに親しんでいただけるわかりやすいマスタープランとなるようにしていきます。
13		自分たちの地域の活動だけでなく、他の地域のまちづくり団体の活動を知ること、新たに見えてくることもあります。	まちづくりセンターとも連携して、交流の機会を設けながら、改定を進めていきます。
14		見直しにおいては、新たな人材発掘の機会にもしてほしい。前回と同じ方法ではなく、新たな区民参加を考えてほしい。	策定後、まちづくり条例を施行するとともに、まちづくりセンターと連携してまちづくり推進体制の充実を図ってきました。今回の改定は、まちづくりセンターとも連携して進めるとともに、さまざまな形態で区民参加を図ってまいります。また、改定の取組を今後のまちづくり活動につなげるよう努めてまいります。
15		前回の策定後、まちづくりセンターが設置されました。見直しには、センターと連携することも必要だと思います。	

練馬区都市計画マスタープラン改定の基本的考え方

1 基本的な内容を継承する

改定にあたっては、現行「練馬区都市計画マスタープラン」の基本理念、目標とするまちの将来像および目標とするまちの具体的な姿等は踏襲する。その上で、事業の進捗や課題の状況の変化に合わせた修正を加えることとする。

2 社会経済情勢の変化等に対応する

実施状況報告書（平成24年12月）策定の過程で整理したまちづくりの実施状況、現在の課題、実施状況の評価を踏まえた今後の方向性等を盛り込み、新たな視点等を記述する。

(1) 社会的課題への対応を検討する

ア 災害に強いまちの実現（防災について）

東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、首都直下地震の被害想定を見据えたものとする。密集住宅市街地の整備、建築物の耐震化および不燃化の推進、道路網の整備、公園などの公共空間の確保等について、内容を強化する。また、近年課題となっている都市型水害についても記述する。また、「お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり」のための取り組みを反映させる。

イ 環境にやさしいまちの実現（低炭素都市づくりについて）

持続可能な社会の実現をめざし、低炭素都市づくり、地球温暖化対策を見据えたまちづくり・住まいづくり等について記述する。区民と進める環境に配慮した循環型のまちづくりの内容を反映する。

ウ 安全で快適に移動できるまちの実現（交通について）

鉄道の立体化、都市計画道路の整備促進、公共交通の充実、バリアフリーの推進等、交通ネットワークの状況を勘案する。

エ 地域コミュニティと協働の推進（コミュニティ・協働について）

地域コミュニティの視点からまちづくりを捉えて、各領域の施策を支える協働の推進や住民参加について検討する。

- (2) 区における特徴的な課題への対応を検討する
- ア 現在取組中の重要施策について記述する
重要な課題である、外かく環状道路や大江戸線延伸等の取り組みについて、これまでの取組の経緯や現状の課題を踏まえて記述する。
 - イ 西武新宿線の立体化等の駅周辺の整備についての内容を記述する
西武新宿線の立体化等に関わる駅周辺まちづくりや、拠点の位置づけについて、今後のまちづくりの方向を鑑み記載する。
 - ウ みどりの保全・創出の方向性を示す
練馬区の特徴であるみどりの保全・創出の方向性を示す。また、観光資源としても考えられるため、観光面の強化を検討する。
 - エ 住宅都市として住環境の維持・向上についての方向性を示す
土地利用の転換と住宅の更新時期が今後見込まれる。マンションや戸建て住宅の建て替えなど、少子高齢化、居住状況の変化等に対応する新たな課題について検討する。
 - オ 練馬らしさの検討を深める
みどりや農地など、練馬の原風景とも言える環境の保全・活用を検討する。また、アニメへの取組など新たな練馬らしさの創造・活用を記述する。
 - カ 地域コミュニティ活性化の取組との連携を図る
「地域コミュニティ活性化プログラム（平成 24 年 9 月）」をはじめとするコミュニティ施策との連携を図り、取組内容等を反映させる。
- (3) 関連計画等との整合を図り、時点的な修正を行う
- ア 都市計画法改正や地方分権による自治体への権限移譲の流れ、景観法や都市緑地法の制定など、現行の関連法令・制度を踏まえる。
 - イ 上位計画である「東京都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）」および「練馬区基本構想」、さらには「練馬区長期計画」との整合を図る。
 - ウ 「練馬区景観計画」や「みどり 30 推進計画」、「福祉のまちづくり総合計画」などの関連計画との調整を図る。

3 構成を整理して、わかりやすくする

現行都市計画マスタープランは、概ね5年をかけて全体構想と地域別指針を別々に策定したため、内容や記述が重複する部分がある。今回は中間の見直しにあたるため内容を精査し、全体のバランスを勘案しながら、構成を整理する。

※詳細は、練馬区都市計画マスタープラン改定構成案（図）23 頁のとおり。

(1) 全体構想

第2章から第3章の構成を変更し、第3章は将来像に絞って記述する。第4章を整理し、分野別方針として記述する。第6章から第8章は、まちづくり条例施行後の現在の状況を反映させ、記述の重複等を整理する。

(2) 地域別指針

全体構想との関連、記述の系統性を図るため、地域別に「分野別まちづくり指針」を記述し、「まちづくり方針図」を作成する。

区民参加の成果である「地域カルテ」を継承した上で、現状の課題を整理して「まちづくりカルテ」を作成する。カルテは、区民意見交換会等での意見を幅広く取り上げ、結果を類型化、構造化して作成する。

4 多様な方法で区民の意見を反映する

現行都市計画マスタープランは、懇談会活動を中心に区民意見の反映を図った。今改定においては、以下の考え方で区民意見を反映する。

(1) まちづくり条例の規定に基づき意見を反映する

ア 都市計画審議会まちづくり・提案担当部会での検討

イ 改定原案の公告および縦覧、説明会、意見書提出

ウ 改定案公告および縦覧、意見書提出

(2) 広範囲な区民参画によって意見反映を図る

ア 区民意見交換会（ワークショップ形式・まちづくりの方針3回×2セット、地域別指針3回×1セットで合計9回予定）

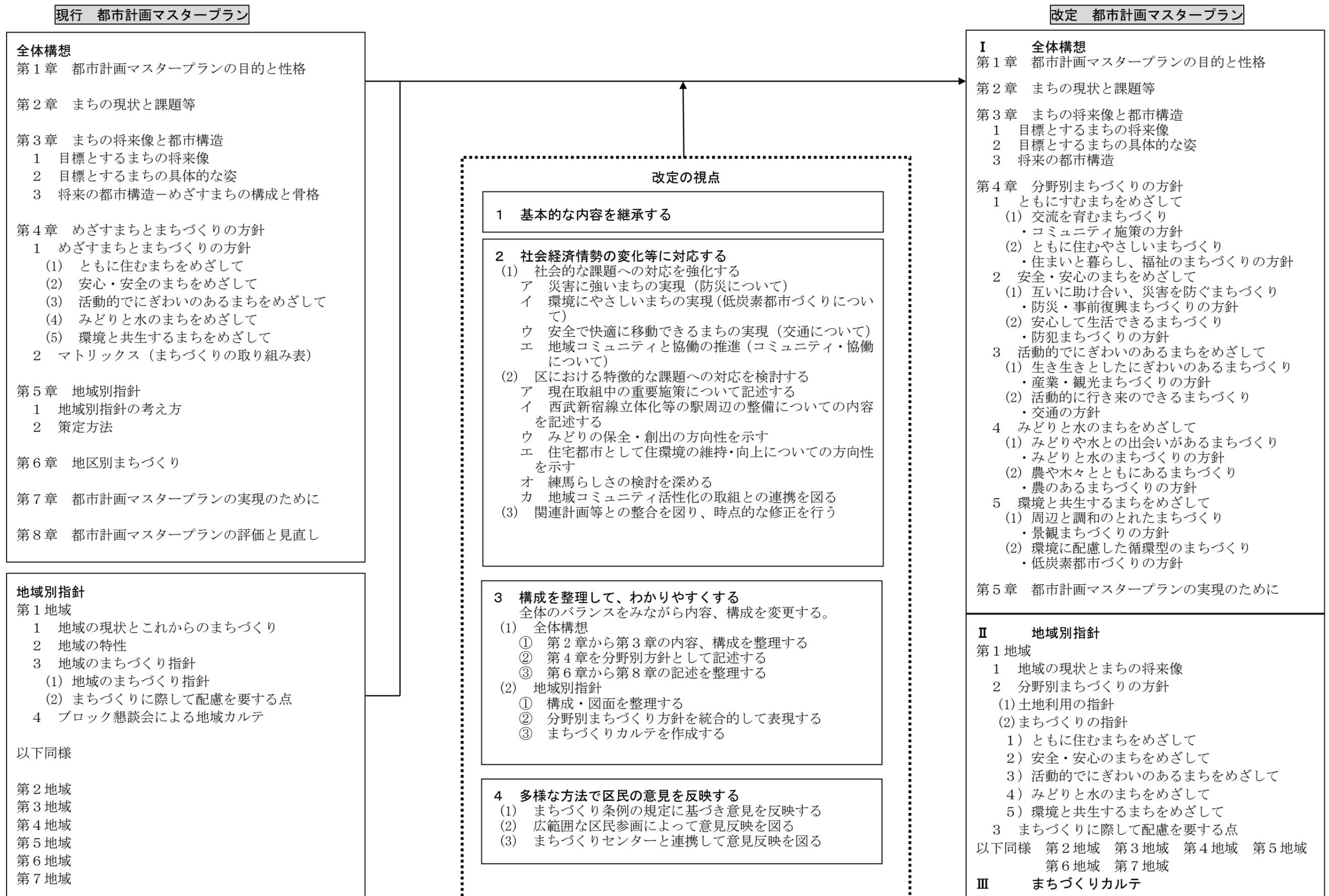
イ 区民ヒアリング等

(3) まちづくりセンターと連携し意見反映を図る

ア まちづくり講座等における継続的な取組

イ 都市計画マスタープラン改定に合わせたイベントの開催等

■練馬区都市計画マスタープラン改定構成案（図）



練馬区都市計画マスタープラン 実施状況報告書の概要

都市計画マスタープランとは、区が目標とするまちの将来像「**だれもが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にした活力のあるまち**」を分かりやすく提示し、その実現に向けて仕組みや考え方を明確にするものです。策定から10年以上経過し、その間に区のまちづくりが進展したことなどを踏まえ、この度、練馬区都市計画マスタープランを改定することに致しました。

改定を行うにあたり、都市計画マスタープランの概要やその実現の程度をとりまとめ、都市計画事業・関連する事業の実施状況や、これまでに実施した主な施策などを掲載した実施状況報告書を作成しました。

練馬区都市計画マスタープラン 全体構想（平成13年3月策定） 地域別指針（平成15年6月策定）

状況の変化	社会経済情勢の変化 ・ 少子高齢化の進行 ・ 低炭素都市づくりの必要性 ・ 安全・安心へのニーズの高まり	関連する法律等の制定・改正 ・ 景観法や都市緑地法の制定 ・ 住生活基本法の制定 ・ 都市計画法の改正 ・ 地方分権 自治体への権限委譲
	練馬区の状況の変化 ・ 人口や高齢化率の増加 高齢社会に対応したまちづくりの必要性 ・ 宅地率や宅地における住宅用地が増加 住宅都市としての性格は変わらず ・ 緑被率の減少傾向と農地面積の減少 みどりの保全が必要	練馬区の上位計画や条例の策定・改定 ・ 基本構想の改定（平成21年） ・ 練馬区政推進基本条例（平成23年1月施行） ・ 長期計画の策定（計画期間平成22～26年度） ・ 練馬区まちづくり条例（平成18年4月施行） ・ 練馬区景観計画（平成23年8月策定）および 練馬区景観条例（平成23年5月）施行 等

実施状況の評価

目標とするまちの将来像

さまざまな地区で協議会等を設置し、区民と区が協働でまちづくりを進めています。また、まちづくり条例の施行やまちづくりセンターの設置等、住民が主体的にまちづくりに取り組む制度や仕組みも整えてきました。

ともに住むまち 区民の交流を育みます。誰もが住みやすいまちをめざし、さまざまな施策を行っています。すべての人に使いやすいバリアフリーのまちづくりの充実を図っていきます。

安心・安全のまち 建築物の耐震化をはじめ、さまざまな施策を実施してきました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害の状況を踏まえるとともに、今後発生が予想されている首都直下地震を見据え、災害に強いまちの実現が求められています。防犯についても、さらに安全を確保するための取り組みを続けます。

活動的でにぎわいのあるまち 市街地再開発事業、地区計画等のまちづくり事業を実施し、都市基盤の整備を進めてきました。都市計画道路の整備、鉄道立体化による交通の円滑化等により、都市生活を支えるネットワークの整備も進めました。

みどりと水のまち みどりに関する施策は、「みどり30推進計画」を策定し、積極的に進めています。都市農地については、さまざまな事業を実施してきましたが、都市農地の保全是引き続き大きな課題です。

環境と共生するまち まちづくり条例や景観条例等によりまちづくりのルールを定め、周辺と調和したまちづくりを誘導しています。環境に配慮した循環型のまちづくりは、条例や計画等に基づき、成果をあげています。

改定の視点

災害に強いまちの実現

- ・ 密集住宅市街地の整備
- ・ 建築物の耐震化および不燃化の推進
- ・ 延焼遮断帯ともなる道路網の整備
- ・ 公園などの公共空間の確保

環境にやさしいまちの実現

- ・ 「みどり30推進計画」の実現
- ・ 低炭素都市づくり
- ・ 地球温暖化対策を見据えた住まいづくり

安全で快適に移動できるまちの実現

- ・ 鉄道の立体化
- ・ 都市計画道路の整備促進
- ・ 公共交通の充実
- ・ バリアフリーの推進

地域コミュニティと協働の推進

- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ 協働のまちづくりの推進

第1章 都市計画マスタープランの目的と性格

第1章では、都市計画マスタープランの目的や性格、基本理念等について記載しました。

目的

まちの将来像をわかりやすく提示するとともに、それを実現するための仕組みや考え方等を明確にするものです。

基本理念

- (1) 都市基盤の整ったまちをめざすとともに、現在のまちを大切にし、必要に応じて修復を加えながら、だれもが暮らしやすい、安全・健康・うるおいのまちをめざします。
- (2) 地域コミュニティを大切にしたい、生き生きとした活力あるまちをめざします。
- (3) まちづくりにおける住民等と区の役割の明確化を図るとともに、住民参加を基本としたまちづくりを行います。

第2章 まちの現状と課題等

第2章では、練馬区の基本的な性格や、市街化の過程、今後配慮すべきことがらを踏まえて、概ね20年（平成32年頃）を展望した主な課題を示しました。

20世紀の各時期にさまざまな市街化の過程を経て形成された、多様なまちとしました。

「みどり豊かな住宅都市」と位置付け、持続可能な社会のため、少子高齢社会や人口の推移に対応したまちづくり、震災・都市型災害へ対応したまちづくりが必要としました。

まちづくりの主な課題として「鉄道・道路」「計画的な開発」「市街地の形成」を考えました。

第3章 まちの将来像と都市構造

第3章では、配慮すべきことがらやまちの課題を踏まえて、「目標とするまちの将来像」とそれを実現するための「まちの具体的な姿（めざすまち）」を定めました。

目標とするまちの将来像

だれもが安心して快適に暮らせるまち、
地域コミュニティを大切にしたい活力のあるまち

目標とするまちの具体的な姿 (めざすまち)		実施状況等
1 ともに住むまち	・交流を育むまちづくり ・ともに住むやさしいまちづくり	平成18年のまちづくり条例の施行、地区計画の決定等で土地利用の方針の実現をめざしています。 環状8号線は事業完了し、外かく環状道路、放射7号線、放射35号線、放射36号線などは事業中です。西武新宿線の踏切解消、都営地下鉄大江戸線の延伸等に取り組んでいきます。 「みどり30推進計画」(平成18年度)を策定、積極的にみどりに関する施策を進めています。 練馬駅周辺(中心核)、石神井公園駅周辺・大泉学園駅周辺・光が丘地区(地域拠点)では、都市生活を支える拠点としてまちづくりに成果が出ています。
2 安心・安全のまち	・お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり ・安心して生活できるまちづくり	
3 活動的でにぎわいのあるまち	・生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり ・活動的に行き来のできるまちづくり	
4 みどりと水のまち	・みどりや水との出会いがあるまちづくり ・農や木々とともにあるまちづくり	
5 環境と共生するまち	・周辺と調和のとれたまちづくり ・環境に配慮した循環型のまちづくり	

第4章 めざすまちとまちづくりの方針

第4章では、前章で示した「めざすまち」に「まちづくりの方針」を設定し、実施するべき取り組みを定めました。その概要と、主な施策の実施状況を記載しました。

主な施策の実施状況

(1) とともに住むまちをめざして

- 「福祉のまちづくり総合計画」(平成23年度)
- 「練馬区福祉のまちづくり推進条例」(平成22年)
- 区内の鉄道駅全21駅でバリアフリールートを1ルート確保
- 第3次練馬区住宅マスタープラン(平成22年度)

(2) 安心・安全のまちをめざして

- 「練馬区地域防災計画」(平成23年度修正)
- 「練馬区総合治水計画(改定)」(平成23年度)
- 「練馬区震災復興マニュアル」(平成19年度)
- 277棟(平成23年度末)で耐震改修を実施

(3) 活動的でにぎわいのあるまちをめざして

- 中心核:練馬駅周辺、地域拠点:石神井公園駅周辺、大泉学園駅周辺、光が丘地区でまちづくり
- 「練馬区都市交通マスタープラン」(平成19年度)
- 「練馬区自転車利用総合計画」(平成22年度)
- みどりバスは平成13~23年度で1路線から6路線に増加

(4) みどりと水のまちをめざして

- 「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」(平成20年施行)・「練馬区みどりの基本計画」(平成20年度)・「みどり30推進計画」(平成18年度)を策定し、緑被率30%目標
- 「練馬区農業振興計画」(平成22年度)に基づき、農のあるまちづくり事業を実施

(5) 環境と共生するまちをめざして

- 「練馬区景観計画」(平成23年策定)、「練馬区景観条例」(平成23年施行)
- 「練馬区環境基本条例」(平成18年施行)、「練馬区環境基本計画2011」(平成22年度策定)
- 温室効果ガスの排出抑制や生ごみの堆肥化等を実施

第5章 地域別指針

第5章では、「全体構想」を踏まえ区を7つの地域に分けた「地域別指針」の「まちづくりの指針」の概要を示し、主な施策の実施状況を記載しました。

主な施策の実施状況

第1地域

- 環状8号線の整備完了、放射35号線、放射36号線事業中
- 東武練馬駅南口周辺地区地区計画(平成22年策定)
- 北町地区密集住宅市街地整備促進事業(平成8年度~)

第2地域

- 練馬駅北口(平成15年)、江古田駅南口(平成24年)の駅前広場整備
- 練馬駅南口地区(平成16年)、江古田駅北口地区(平成18年)、練馬駅北口地区(平成21年)で街並み誘導型地区計画を策定
- 江古田北部地区(平成4年度~)、練馬地区(平成18年3月事業完了)で密集住宅市街地整備促進事業実施

第3地域

- 貫井・富士見台地区密集住宅市街地整備促進事業(平成23年度~)
- 中村橋駅南口地区地区計画を策定し(平成17年)、駅前広場を整備(平成18年度)
- 中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想(平成16年度策定)に基づいた道路整備
- 練馬区笹目通り沿道地区計画(平成15年)

第4地域

- 光が丘地区の「一団地の住宅施設」から「地区計画」への移行(平成23年)
- 学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(平成21年度)

第5地域

土支田中央土地区画整理事業（平成16年度開始）
 補助230号線の一部が開通（平成24年7月）
 放射7号線事業認可（平成18年7月）
 補助230号線土支田・高松地区（平成19年）、土支田中央地区（平成20年）、練馬区笹目通り沿道地区（平成15年）で地区計画を策定

第6地域

石神井公園駅と大泉学園駅で市街地再開発事業を実施、駅前広場の整備
 西武池袋線練馬高野台駅～石神井公園駅付近の高架化（平成23年度）
 石神井川、白子川の改修事業等で親水化

第7地域

練馬区笹目通り沿道地区計画（平成15年策定）
 外かく環状道路事業中
 石神井川の改修事業等で親水化

第6章 地区別まちづくり

第7章 都市計画マスタープランの実現のために

第6章では、前章までのまちづくりの方針等を実現するため、地区別まちづくりが重要だと考え、その方法を示しました。また、第7章では、まちづくりの実現のための体制と方法を示しました。これらの概要と、主な施策の実施状況を記載しました。

まちづくり条例 平成18年4月まちづくり条例を施行し、法定都市計画への住民提案や区独自のまちづくり制度における住民参加を制度化しました。

まちづくりの支援組織

- ・まちづくりセンター：平成18年4月に練馬まちづくりセンターを開設、区とともに区民が進めるまちづくりを支援しています。
- ・景観整備機構：景観法に基づく景観整備機構として平成23年5月に公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（練馬まちづくりセンター）を指定し、良好な景観の形成に取り組んでいます。

まちづくり協議会 26地区でまちづくり協議会を設け、区民とともにまちづくりに取り組んでいます。

地区計画の策定 11年間で14地区増加しました。

総合型地区まちづくり 2地区で計画策定に取り組んでいます。

重点地区まちづくり 10地域で計画・構想を策定しました。

施設管理型地区まちづくり 平成22年9月「公園育て計画」が認定されました。

テーマ型地区まちづくり 「歩きたくなる街・Nerimaの景観を育む、練馬区の景観計画策定に関わる提案」が区に提出され、平成21年11月採用されました。

第8章 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランでは、「平成22年（2010年）までの時点、または、社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、全体構想に位置づけられた住民参加の取り組みや協働の状況、地区別まちづくりの進捗状況などを評価し、その結果を公表します」と記載しています。

今後は、実施状況報告書についていただいたご意見等を踏まえ、都市計画マスタープランの見直し（改定）を進めます。

お問い合わせ 練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課【平成25年1月版】
 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号
 電話：03-5984-1534 電子メール：toshikeikaku@city.nerima.tokyo.jp

練馬区都市計画マスタープラン

実施状況報告書

平成 24 年（2012 年）12 月

練馬区

目次

はじめに	1
実施状況のまとめ	2
第1章 都市計画マスタープランの目的と性格	4
第2章 まちの現状と課題等	4
第3章 まちの将来像と都市構造	5
(1) まちの構成	
土地利用の方針	6
交通体系の整備	8
みどりの整備・保全	10
(2) まちの骨格	
都市生活を支えるネットワークと拠点	10
みどりと水のネットワークと拠点	10
第4章 めざすまちとまちづくりの方針	
① ともにすむまちをめざして	12
② 安心・安全のまちをめざして	14
③ 活動的にぎわいのあるまちをめざして	16
④ みどりと水のまちをめざして	18
⑤ 環境と共生するまちをめざして	20
第5章 地域別指針	
第1地域	22
第2地域	23
第3地域	24
第4地域	25
第5地域	26
第6地域	27
第7地域	28
第6章 地区別まちづくり	30
第7章 都市計画マスタープランの実現のために	30
第8章 都市計画マスタープランの評価と見直し	31
用語解説	32

本書の構成と用語解説

本書の構成は、都市計画マスタープラン「全体構想」と同じにしています。

第5章の内容については、「地域別指針^()」の概要を示しています。

各章については、基本的に以下のような構成としています。



本文中()がある用語については、32ページからの用語解説をご覧ください。

はじめに

都市計画マスタープランについて

練馬区の都市計画マスタープランは「全体構想（平成 13 年 3 月策定）」および「地域別指針⁽¹⁾」（平成 15 年 6 月策定）」で構成しています。全体構想は、練馬区全体を視野に入れたまちづくりの理念や基本的考え方を示し、地域別指針⁽¹⁾は区内を 7 つの地域に区分し、まちの特徴や課題、まちづくりの方針などを示しています。

また、都市計画マスタープランでは、まちづくり推進体制の充実の一環として練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「まちづくり条例」という。）の制定を位置付けており、これに基づき、まちづくり条例を平成 18 年 4 月に施行しました。

都市計画マスタープラン見直し（改定）の背景

平成 13 年 3 月に策定した都市計画マスタープランは、計画期間を概ね 20 年間としています。現在、策定後 10 年以上を経て練馬のまちづくりは大きく進展する一方、この間、都市計画関連法令や各種制度の改正が行われています。また、まちづくりにおける地球環境問題への配慮や、災害に対する安全性確保の重要性が一層認識されるようになりました。さらに、地方分権の進展に伴い、練馬区には基礎的自治体として自らの権限と責任により、まちづくりを総合的に進展していくことが、これまで以上に求められています。

区は、こうした状況を踏まえ、この度都市計画マスタープランを改定することとしました。

実施状況報告書について

まちづくり条例第 5 条では、都市計画マスタープランの変更をしようとするときは、「変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書を作成し公表する」と定めています。

この実施状況報告書作成にあたっては、都市計画マスタープランに基づく都市計画事業、関連する事業の実施状況等を整理しました。実施した施策等については、概ね平成 13 年度～平成 23 年度の 11 年間に実施した主なものを示しています。

実施状況報告書は、現在の都市計画マスタープランの概要とその実現の程度を把握するとともに、今後の都市計画マスタープランの見直し（改定）を区民参加によって行うための土台となるものです。

実施状況報告書の作成方法

実施状況報告書は、以下の調査を踏まえて作成しました。

- ・庁内関係各課の施策調査
- ・区民アンケート（環境評価について）等

実施状況報告書は、以下の組織での検討を行いました。

- ・練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会

実施状況のまとめ

練馬区都市計画マスタープラン
 全体構想（平成13年3月策定）
 地域別指針（平成15年6月策定）

状況の変化

社会経済情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の進行 ・ 低炭素都市づくりの必要性 ・ 安全・安心へのニーズの高まり
------------------	--

関連する法律等の制定・改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法や都市緑地法の制定 ・ 住生活基本法の制定 ・ 都市計画法の改正 ・ 地方分権 自治体への権限委譲
----------------------	---

練馬区の上位計画や条例の策定・改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の改定（平成21年） ・ 練馬区政推進基本条例（平成23年1月施行） ・ 長期計画の策定（計画期間平成22～26年度） ・ 練馬区まちづくり条例（平成18年4月施行） ・ 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成20年6月施行） ・ 練馬区景観計画（平成23年8月策定）および練馬区景観条例（平成23年5月施行） ・ 練馬区震災復興の推進に関する条例（平成20年12月施行） ・ 練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年10月施行）
--------------------------	--

練馬区の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口や高齢化率の増加 高齢社会に対応したまちづくりの必要性 ・ 宅地率や宅地における住宅用地が増加 住宅都市としての性格は変わらず ・ 緑被率の減少傾向と農地面積の減少 みどりの保全が必要
------------------	--

人口	657,119人（平成12年度） ↗ 706,449人（平成22年度）
高齢者人口の割合	15.4%（平成12年度） ↗ 19.2%（平成22年度）
土地利用現況 宅地	約59%（平成8年度） ↗ 61.8%（平成18年度）
宅地における住宅用地	約72.9%（平成8年度） ↗ 74.9%（平成18年度）
国勢調査 ^() 昼夜間人口率	約76%（平成7年度） ↗ 約82.1%（平成22年度）
緑の実態調査 緑被率	約20.9%（平成13年度） ↗ 25.4%（平成23年度）*
農地面積	約326.1ha（平成13年） ↘ 約244.4ha（平成22年）

注：数値の元となる調査は、隔年や5年毎等、実施期間が異なるため上記の数値の年や年度が異なっている。

*みどりの実態調査では、平成18年度に調査方法や調査制度を変更したことにより、値が上昇している。

実施状況の評価

目標とするまちの将来像

さまざまな地区で協議会や連絡会等を設置し、区民と区が協働でまちづくりを進めています。また、まちづくり条例の施行やまちづくりセンターの設置等、住民が主体的にまちづくりに取り組む制度や仕組みも整えてきました。

区民と区がともに「誰もが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にした活力のあるまち」をめざし、まちづくりを今後も進めていきます。

ともに住むまち

区民の交流や助け合いを促進し、新たな交流を育む工夫をしています。

誰もが住みやすいまちをめざして、バリアフリー^()から一歩進め、すべての人に使いやすい、ユニバーサルデザイン^()の考え方を取り入れたまちづくりの充実を図っていきます。

安心・安全のまち

建築物の耐震化をはじめ、さまざまな施策を実施してきました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害の状況を踏まえるとともに、今後発生が予想されている首都直下地震を見据え、災害に強いまちの実現が求められています。防犯についても、さらに安全を確保するための取り組みを続けます。

活動的でにぎわいのあるまち

市街地再開発事業^()、地区計画^()等のまちづくり事業を実施し都市基盤^()の整備を進めてきました。都市計画道路の整備、鉄道立体化による交通の円滑化等により、都市生活を支える交通のネットワークも強化しました。にぎわいのあるまちづくりを進めるため、産業の振興等も進め「活力ある」まちをめざしていきます。

みどりと水のまち

みどりに関する施策は、「みどり30推進計画」を策定し、積極的に進めています。都市農地については、さまざまな事業を実施してきましたが、都市農地の保全是引き続き大きな課題です。

「みどりゆたかな住宅都市」をこれからも維持し続けます。

環境と共生するまち

まちづくり条例や景観条例等によりまちづくりのルールを定め、周辺と調和したまちづくりを誘導しています。

環境に配慮した循環型のまちづくりは、条例や計画等に基づき、成果をあげています。

引き続き環境にやさしい「快適に」暮らせるまちの実現をめざします。

改定の視点

災害に強い まちの実現

- ・密集住宅市街地の整備
- ・建築物の耐震化
および不燃化の推進
- ・延焼遮断帯ともなる道路網の整備
- ・公園などの公共空間の確保

環境にやさしい まちの実現

- ・「みどり30推進計画」
の実現
- ・低炭素都市づくり
- ・地球温暖化対策を見据えた住まいづくり

安全で快適に 移動できる まちの実現

- ・鉄道の立体化
- ・都市計画道路の整備促進
- ・公共交通の充実
- ・バリアフリーの推進

地域コミュニティと 協働の推進

- ・地域コミュニティの活性化
- ・協働のまちづくりの推進

第1章

都市計画マスタープランの目的と性格

第1章では、都市計画マスタープランの目的や性格、基本理念等について定めました。

都市計画マスタープランの概要

1 目的

まちの将来像をわかりやすく提示するとともに、それを実現するための仕組みや考え方を明確にします。

2 性格

練馬区のみちづくりの理念や基本概念をまとめた総合的指針⁽¹⁾から構成されます。

3 目標年次

平成32年(2020年)ごろを展望し、計画期間は概ね20年とします。(平成13年3月に策定)

4 人口フレーム

平成22年まで増加、その後ゆるやかに減少に転じ、平成32年(2020年)には約665,000人と予測。

5 基本理念

- (1) 都市基盤⁽²⁾の整ったまちをめざすとともに、現在のまちを大切に、必要に応じて修復を加えながら、だれもが暮らしやすい、安全・健康・うるおいのまちをめざします。
- (2) 地域コミュニティを大切に、生き生きとした活力あるまちをめざします。
- (3) まちづくりにおける住民等と区の役割の明確化を図るとともに、住民参加を基本としたまちづくりを行います。

第2章

まちの現状と課題等

第2章では、練馬区の基本的な性格や、市街化の過程、今後配慮すべきことがらを踏まえて、概ね20年を展望した主な課題を示しました。

都市計画マスタープランの概要

1 住宅都市としての基本的な性格

「みどり豊かな住宅都市」と位置付けられています。

2 まちの現状

20世紀の各時期にさまざまな市街化の過程を経て形成された多様なまちです。

3 配慮すべきことがら

配慮すべきことがらとして以下の項目が上げられています。

- ・地方分権と厳しい財政展望
- ・少子高齢化の進行と2010年に予想される人口のピークとその後の減少
- ・環境への負荷を少なくして持続可能な社会へ
- ・情報技術(IT)の活用と産業構造への影響等への配慮
- ・高齢社会においてともに生きる工夫や努力
- ・震災、都市型災害への対応
- ・建て替えなどの機会に土地利用の適正な規制・誘導を行う修復型のまちづくり
- ・農地や文化財等による練馬らしさの再発見

4 今後のまちづくりの課題

- ・「鉄道・道路」については、都市計画道路の整備や生活道路の確保等が課題です。
- ・「計画的な開発」については、密集市街地⁽³⁾の修復や拠点周辺の再開発等が課題です。
- ・「市街地の形成」については、住宅ストックの有効活用や新たな都市型産業の創出等が課題です。

第3章では、配慮すべきことがらやまちの課題を踏まえて、「目標とするまちの将来像」とそれを実現するための「目標とするまちの具体的な姿（めざすまち）」を定めました。

都市計画マスタープランの概要

目標とするまちの将来像
**だれもが安心して快適に暮らせるまち、
 地域コミュニティを大切にした活力のあるまち**

目標とするまちの具体的な姿
 (めざすまち)

(1) とともに住むまち

地域コミュニティを大切にして、誰もがともに住み続けられるまちをめざして以下を進めていきます。
 交流を育むまちづくり
 とともに住むやさしいまちづくり

(2) 安心・安全のまち

防災や交通事故防止、防犯などに配慮がなされ、安全に暮らせるまちをめざして以下を進めていきます。
 お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり
 安心して生活できるまちづくり

(3) 活動的でにぎわいのあるまち

産業が活性化され、地域拠点などににぎわいがあるまちをめざして以下を進めていきます。
 生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり
 活動的に行き来のできるまちづくり

(4) みどりと水のまち

みどりを保全し、水辺とふれあいを図り、快適に暮らせるまちをめざして以下を進めていきます。
 みどりや水との出会いがあるまちづくり
 農や木々とともにあるまちづくり

(5) 環境と共生するまち

質の高い住宅地であるとともに環境に配慮し、快適に暮らせるまちをめざして以下を進めていきます。
 周辺と調和のとれたまちづくり
 環境に配慮した循環型のまちづくり

将来の都市構造 めざすまちの構成と骨格

「めざすまち」を実現するため、「まちの構成」として、土地利用、交通体系の整備、みどりの整備・保全についての方針を定めるとともに、「まちの骨格」についても同様に方針を定めました。その概要と、主な施策の実施状況と評価を以下に記載しました。

都市計画マスタープランの概要

(1) まちの構成

土地利用の方針

1) 住宅地

「農業・住居複合地区」「一般住宅地区」「都市型住宅地区」「集合団地地区」に区分し、住環境の保全や適切な土地利用の誘導を行っていきます。

2) 商業・業務地区

中心核や地域拠点を「商業・業務拠点」、その他の駅周辺を「生活拠点」に位置付けて土地の高度利用を進めて、都市生活の利便性向上を進めます。

3) 幹線沿道地区

沿道環境に配慮しながら、商業・業務施設と都市型住居の立地を誘導し、延焼遮断機能などを併せもった幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図ります。

4) 工業系地区

環境に配慮した、地域密着型の土地利用を図るとともに、IT（情報技術）など、研究・開発を中心とした新しい業態への転換や創業の支援などを積極的に検討します。

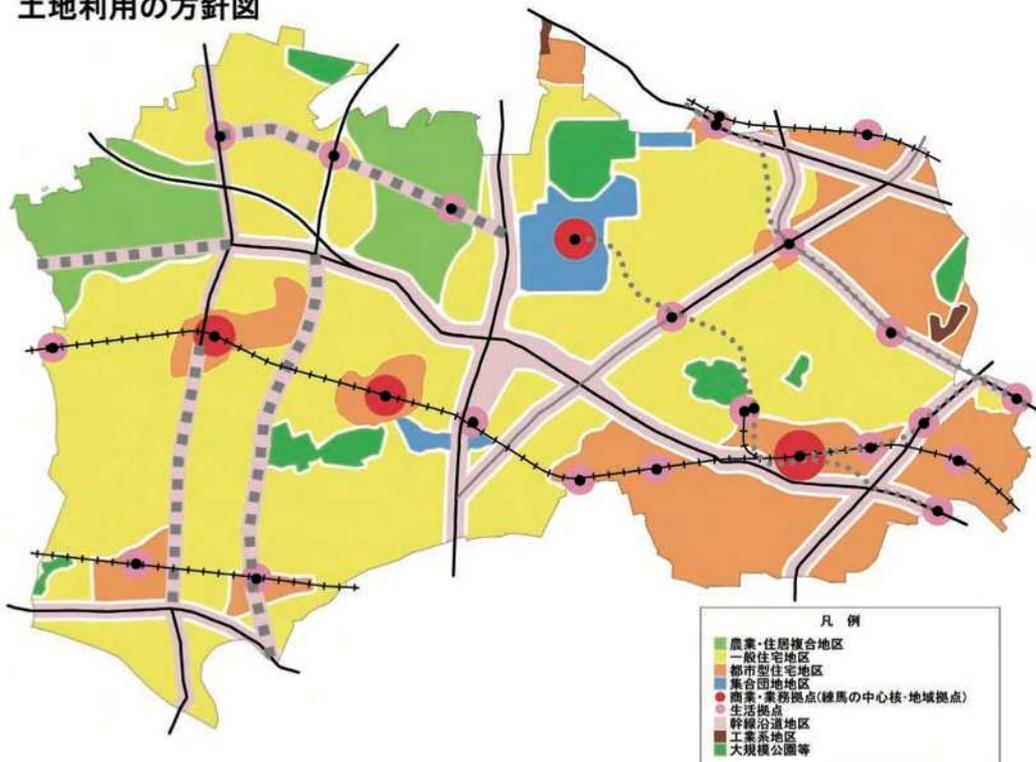
5) 大規模公園等

憩いやレクリエーションの拠点、避難場所など災害時の防災空間としての機能をもつ大規模な公園等は、貴重な空間として保全を図ります。

6) 風致地区^()等

風致地区^()のあり方を検討します。また、土地区画整理事業^()を施行すべき区域のあり方についても検討します。

土地利用の方針図



主な施策の実施状況と評価

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
まちづくり条例	なし	施行
地区計画()の決定地区数	14 地区	28 地区
重点地区まちづくり計画	なし	10 地区 *
建築物の高さの最高限度	なし	指定
敷地面積の最低限度	なし	指定
土地区画整理事業()を施行すべき区域の市街地整備方針	なし	制定

*まちづくり条例施行に伴う経過措置によるみなし計画含む

【評価】

- ・土地利用については、平成 18 年のまちづくり条例の施行や各種の計画の策定が進み、きめ細かなまちづくりを行なっています。今後も規制や誘導を行っていくことが必要です。
- ・地区まちづくりについては、地区計画()の決定等の成果をあげています。今後も継続してまちづくりを進めていくことが求められています。
- ・土地区画整理事業()を施行すべき区域の市街地整備方針を定めました。今後、具体的に実現化していくことが必要です。



練馬駅前



光が丘団地

都市計画マスタープランの概要

(1) まちの構成

交通体系の整備

1) 道路ネットワークの強化

- ・幹線道路については、環状8号線や放射35号線の整備に向けた取り組みを進めていきます。
- ・笹目通り西側の道路ネットワークが不十分なため放射7号線や補助230号線、補助135号線の整備に向けた取り組みを進めていきます。
- ・外かく環状道路については、住民の声が反映され、環境に配慮した計画となるよう国・都に求めていきます。

2) 公共交通サービスの充実

- ・西武池袋線や西武新宿線の連続立体交差化^()や複々線化を推進します。
- ・都営地下鉄大江戸線の延伸やエイトライナー^()の実現に向けて取り組んでいきます。
- ・バスについては、運行頻度や定時性の確保、コミュニティバス^()の改善に向けた取り組みを進めていきます。

3) 交通結節点^()などの充実

- ・中心核や地域拠点、生活拠点では、商業振興を図ることによりにぎわいを回復していきます。
- ・都営地下鉄大江戸線の延伸計画がある地区では拠点整備を進めていきます。

都市計画道路図(マスタープラン策定時)



主な施策の実施状況と評価

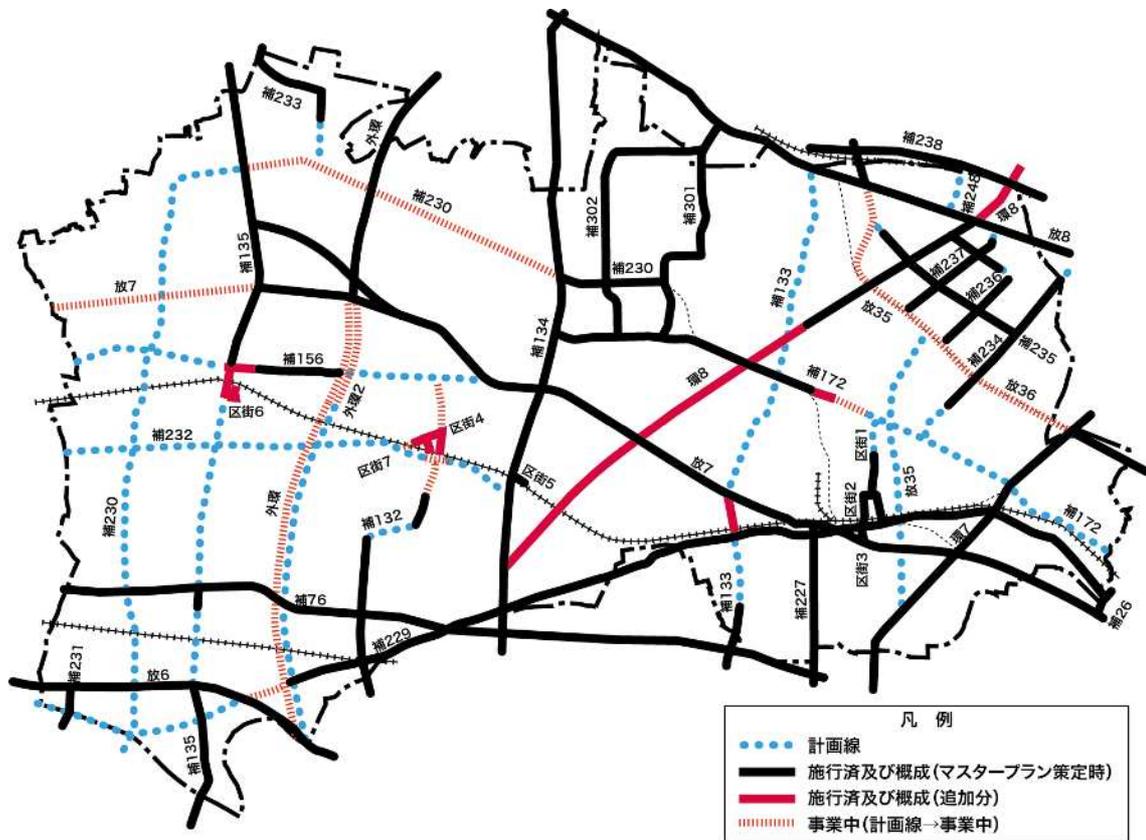
項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
都市計画道路の整備率*	完成および概成 53.0% 事業中 5.8% 未施行 41.2%	完成 48.8% 概成 9.8% 事業中 9.5% 未施行 31.9%
西武池袋線練馬高野台駅～大泉学園駅間の連続立体交差化 ^()	計画中	練馬高野台駅～石神井公園駅付近(二期区間)の高架切換完了
コミュニティバス ^() の路線	1 路線	6 路線

* 概成 計画幅員は未完成だが概ね機能を満たしている道路(平成 12 年度の数値は算出していない)

【評価】

- ・道路ネットワークについては整備を進めていますが、引き続き東西方向に加え、南北方向のネットワーク、特に西側の南北のネットワークを強化することが必要です。
- ・公共交通については、引き続き西武新宿線等の踏切解消や、都営地下鉄大江戸線の延伸・エイトライナー^()の実現に向けた取り組みを進めることが必要です。

都市計画道路図(平成 24 年 9 月)



都市計画マスタープランの概要

(1) まちの構成

みどりの整備・保全

1) みどりと水の拠点づくり

- ・大規模な公園等をみどりと水の拠点として位置付けます。
- ・地域のみどりの特性を生かしながのみどりと水の拠点づくりを進めます。

2) みどりと水をつなぐネットワークづくり

- ・地域のみどりと水をつなぐネットワークをつくっていきます。
- ・石神井川流域では大規模公園の整備などを進めます。また、緩傾斜護岸^()の導入等を進めます。
- ・白子川流域では、河川沿いの緑地等を整備します。
- ・田柄川流域では、緑道の再整備等を行います。
- ・北西部では、郷土景観保全地区の指定等を検討します。
- ・石神井公園を含む南北方向では、学校や住宅等で生き物を育む緑化を推進します。

3) ふるさとのみどりの継承

- ・屋敷林等の保全や一体となった景観の保全を推進します。

4) 身近なみどりの拡充など

- ・身近な公園緑地の整備、緑化の推進を図ります。

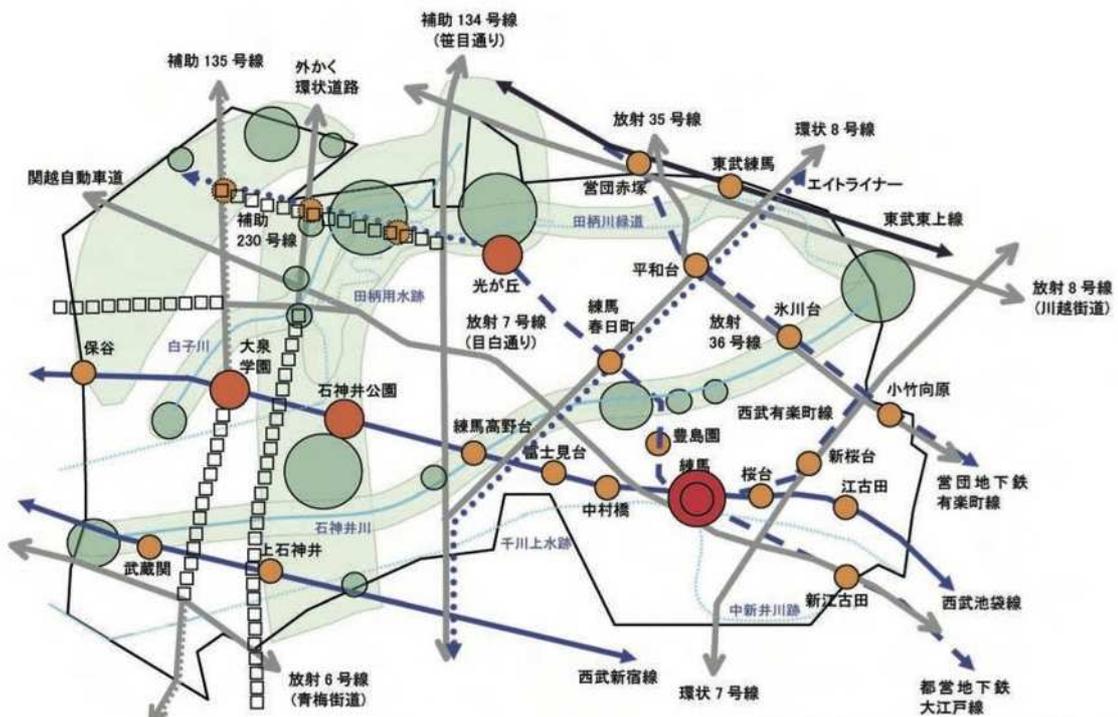
(2) まちの骨格

都市生活を支えるネットワークと拠点

- ・骨格をなす道路系のネットワークと鉄道系のネットワークを形成します。
- ・鉄道駅周辺の練馬の中心核、地域拠点、生活拠点の形成を図ります。

みどりと水のネットワークと拠点

- ・石神井川と白子川の2つの水系や田柄川緑道、農地や樹林地などの分布を生かしたみどりと水のネットワークを形成します。
- ・大規模な公園や緑地、憩いの森^()などによるみどりと水の拠点を形成します。



主な施策の実施状況と評価

(1) まちの構成

みどりの整備・保全に関わる策定時からの状況の変化

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
区民一人あたりの公園面積	2.69 m ² /人	2.78 m ² /人
公園総数	公園 167 か所、緑地 151 か所 児童遊園 203 か所	公園 196 か所、緑地 217 か所 児童遊園 218 か所
特別緑地保全地区	なし	1 か所（早宮けやき）
生け垣助成箇所*	5,919 か所、延長 88,537m	7,496 か所、延長 127,206m
屋上緑化実施箇所*	53 か所	1,028 か所

*平成 12 年度末ではなく、平成 13 年度の数値と比較

【評価】

・みどりに関する施策は「みどり 30 推進計画」(平成 18 年度)を策定し、積極的に進めています。

(2) まちの骨格

都市生活を支えるネットワークと拠点に関わる策定時からの状況の変化

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
市街地再開発事業 ⁽¹⁾	3 地区（石神井公園駅北口地区、大泉学園駅前地区、練馬春日町駅西地区）計画決定	3 地区完了 1 地区（大泉学園駅北口地区）計画決定
中心核（練馬駅周辺） 地域拠点（石神井公園駅周辺・大泉学園駅周辺・光が丘地区）での地区計画 ⁽¹⁾	なし	5 地区（練馬駅南口地区、練馬駅北口地区、大泉学園駅北口地区、光が丘地区、大泉学園駅北口東地区）計画決定

みどりと水のネットワークと拠点に関わる策定時からの状況の変化

項目	平成 12 年度末	平成 23 年度末
近隣公園*	6 か所	8 か所
地区公園*	6 か所	7 か所
河川改修事業（石神井川）	6.8km	8.3km
河川改修事業（白子川）	0.5km	1.4km

*近隣公園：主として近隣に居住する者が利用することを目的に、概ね 1 km 四方に 1 か所設置

*地区公園：主として徒歩圏内に居住する者が利用することを目的に、概ね 2 km 四方に 1 か所設置

【評価】

- ・練馬駅周辺（中心核）、石神井公園駅周辺・大泉学園駅周辺・光が丘地区（地域拠点）については、都市生活を支える拠点として成果が出ています。
- ・現在、「みどりの基本計画」に基づき、みどりと水のネットワークづくり、練馬らしいみどりの保全と創出を進めています。今後も引き続き、みどりの維持および保全に取り組む必要があります。



石神井川とサクラ並木

第4章

めざすまちとまちづくりの方針

第4章では、前章で示した5つの「めざすまち」について、それぞれ「まちづくりの方針」を設定し、実施すべき取り組みを定めました。これらの概要と、主な施策の実施状況と評価を以下に記載しました。

1 とともにすむまちをめざして

都市計画マスタープランの概要

交流を育むまちづくり

- ・市街化の進んだ地域の住民と農業にかかわる人びとの交流の拡大
- ・交流を育むコミュニティづくり
- ・商店街や公園などを中心としたまちづくり などを進めます。

ともに住むやさしいまちづくり

- ・バリアフリー^()の観点からの障害の除去（物理的障害）
- ・ユニバーサルデザイン^()の導入
- ・福祉施設の充実
- ・高齢者・障害者世帯向け住宅の整備や改善 などを進めます。

主な施策の実施状況と評価

交流を育むまちづくり

- ・農地などを交流の場として活用したまちづくりとしては、区民農園^()（23園）や市民農園^()（6園）を整備しました。農業者が開設する農業体験農園^()（16園）の整備に対し、支援を行なっています。
- ・交流を育むコミュニティづくり、まちづくりをめざし、区民の自発性・主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりの支援に取り組んできました。
- ・公園を介したコミュニティの活動として、清掃などの管理を行う団体が増えています。新たに公園を整備する際にも、制度のPRを行っています。

【評価】

- ・まちづくりに関連するさまざまな事業の実施の際に、区民同士の交流や助け合いを促進し、新たな交流を育む工夫をしています。
- ・人と人とのつながりの希薄化、地域活動への参加者の減少、担い手不足等を背景に「地域の絆」を深めることを目的として、地域コミュニティ活性化プログラムを策定します。（平成24年9月策定済）今後、プログラムに沿って、さまざまな取り組みを実施します。



地元小学生が稲刈り等を体験できる秋の陽公園

ともに住むやさしいまちづくり

- ・平成 22 年に「福祉のまちづくり推進条例」を施行し、一定規模以上の建築物の建築等において、バリアフリー()化を進めています。既存建築物については、福祉のまちづくり整備助成の制度等で、バリアフリー()化の支援をすすめています。平成 23 年度には「福祉のまちづくり総合計画」を改定しました。
- ・区内の鉄道駅全 21 駅においてバリアフリー()ルートを 1 ルート確保しています。
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の整備を進めています。また、障害のある方への居住支援や福祉施設の整備については、障害者計画等に基づき取り組んでいます。
- ・「第 3 次練馬区住宅マスタープラン」(平成 22 年度策定)に基づき、住宅に困窮している世帯が区営住宅に適正に入居できる仕組みづくりに取り組んでいます。

【評価】

- ・バリアフリー()については、直近 10 年は要綱から条例となる転換期でした。一定規模以上の建築物の新築等のバリアフリー()化が改善されてきています。「バリアフリー()」から「ユニバーサルデザイン()」へ移行してきており、今後住民参加でその対応を考えていくことが課題です。
- ・福祉施設の充実により住み慣れた地域での生活への支援が広がっています。

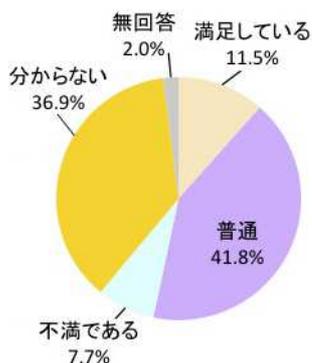


江古田駅

【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

交流を育むまちづくり

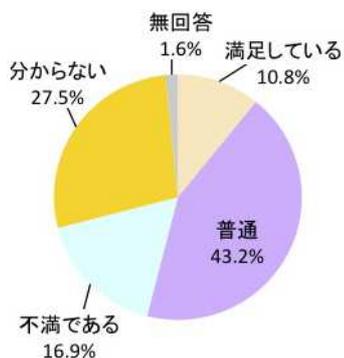
【地域の交流】



地域の交流については、「満足+普通」が 53.3%となっています。また、「分からない」が 36.9%と多くなっています。

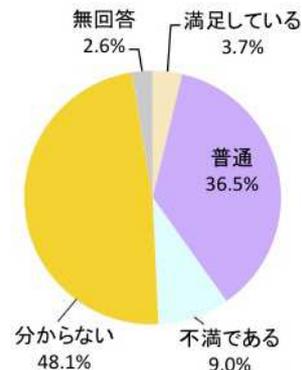
ともに住むやさしいまちづくり

【健康や福祉サービス】



健康や福祉サービスについては、「満足+普通」が 54.0%となっていますが、「分からない」が 27.5%と多くなっています。

【住まいに関する支援】



住まいに関する情報提供や支援策については、「満足+普通」が 40.2%となっています。また、「分からない」が 48.1%と多くなっています。

【まとめ】

「ともに住むまち」に関しては、様々な内容を包括するため実施内容に対して、「分からない」と回答する割合が高く、引き続き区民へ情報の提供をして理解を得ることが必要です。

2 安心・安全のまちをめざして

都市計画マスタープランの概要

お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり

- ・ 建物の耐震性や耐火性の確保
- ・ 都市型水害に対応した総合治水対策の推進
- ・ 延焼遮断帯としての沿道の耐火化と道路緑化の推進
- ・ 防災上有効な道路、広場等の確保
- ・ 人と人、組織と組織のつながりの構築
- ・ 避難拠点⁽¹⁾、救助資器材格納庫などの整備、充実
- ・ 消防水利（防火水槽等）の整備 などを進めます。

安心して生活できるまちづくり

- ・ 安心して歩いて暮らせるまちづくり
- ・ 歩行者と自動車の分離（交通事故の防止）
- ・ 地区内への通過交通の進入の抑制
- ・ 地域での防犯への取り組み などを進めます。

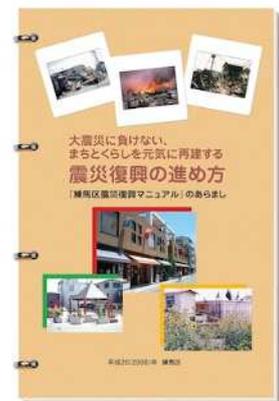
主な施策の実施状況と評価

お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり

- ・ 「練馬区地域防災計画」（平成 23 年度修正）や、「練馬区総合治水計画（改定）（平成 23 年度）」に基づき、災害を防ぐまちづくりを進めています。また、「練馬区震災復興マニュアル」（平成 19 年度）を策定するとともに、「練馬区災害対策条例」（平成 16 年）「練馬区震災復興の推進に関する条例」（平成 20 年）を施行して、事前対策を進めています。
- ・ 密集住宅市街地整備促進事業を 3 地区で実施中です。練馬地区は終了しました。
- ・ 「練馬区耐震改修促進計画」に基づき、耐震化助成を平成 19 年度から始め 277 棟（平成 23 年度末）で耐震改修を実施しました。特に、都が定めた特定緊急輸送道路や、区が定めた啓開 34 路線（今後見直し予定）の沿道については重点的に進めています。
- ・ 99 か所の小学校および中学校に「避難拠点⁽¹⁾運営連絡会」を組織しています。また、災害時要援護者の登録（現在約 3 万人）を進め、安否確認システムの構築に取り組んでいます。

【評価】

- ・ 耐震化については、耐震改修促進計画策定時は 76.5%の建物が新耐震基準を満たしていました。今後も耐震診断・耐震改修の助成を周知し、さらにその割合を高めていくことが求められています。
- ・ 発災時の災害時要援護者安否確認については、民生・児童委員や防災会の他、事業者や NPO、ボランティア等の力を結集し、より迅速かつ確実に実施できるよう新しい仕組みを検討中です。
- ・ 東京都が公表した首都直下地震の被害想定（平成 24 年 4 月公表）を踏まえ、それぞれの地域の特性を意識して防災対策を進める必要があります。



「練馬区震災復興マニュアル」のあらまし

安心して生活できるまちづくり

- ・平成 18 年度開始の歩行者横断部・交差点等改修事業や、中村橋駅周辺の道路の一方通行化などを実施しました。(平成 22 年完了)
- ・地域防犯・防火活動実施団体(276 団体)(平成 23 年度末)や地域防犯防火連携組織(10 団体)(平成 23 年度末)による取り組みを支援しています。

【評価】

- ・交通安全については、交通事故発生件数は徐々に減少してきていますが、引き続き課題となっています。
- ・防犯については、「安全・安心パトロール」、「安全・安心メール」をはじめ、さまざまな施策を実施しました。区内の地域の安全を確保するために今後も取り組みを続けます。

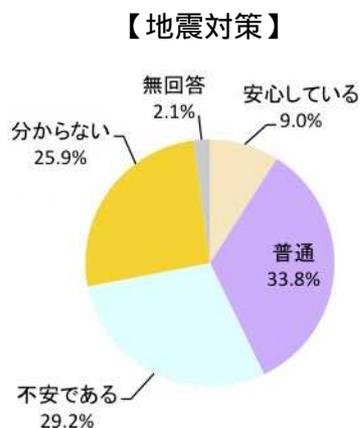
* 都市計画マスタープラン策定時は「安心・安全のまち」としましたが、現在区では「安全・安心」としています。



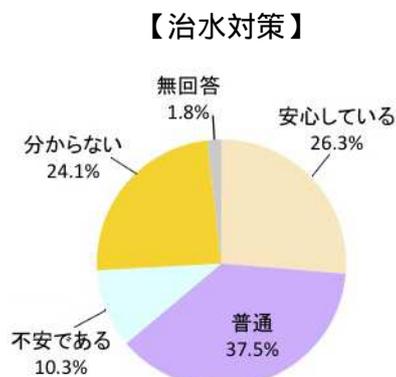
安全・安心パトロールカー

【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり

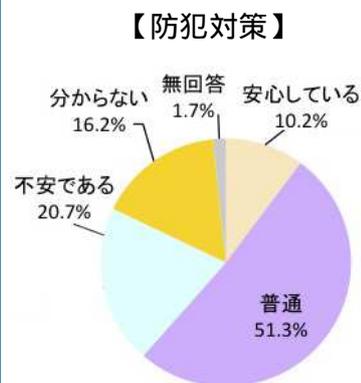


地震に対する耐震や耐火対策では、「不安である」が 29.2%と、多くなっています。



治水対策については、「安心+普通」が 63.8%となっています。

安心して生活できるまちづくり



防犯については、「安心+普通」が 61.5%となっている一方、「不安」が 20.7%となっています。

【まとめ】

「安心・安全のまち」に関しては、東日本大震災の影響もあり、地震に関して「不安」の割合が高く、防災対策を充実することが今後も課題です。防犯についても暮らしの安全性を高めることが重要です。

3 活動的でにぎわいのあるまちをめざして

都市計画マスタープランの概要

生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり

- ・ 駅周辺の拠点機能の向上
- ・ 情報技術（IT）などに対応した都市型産業の創出
- ・ 農業との連携を生かした商業活動の活性化
- ・ 消費者ニーズに応じた新しい商業環境づくり（バリアフリー化等によるサービスの向上）
- ・ 商店街の再整備、活性化のための、民間活力を生かす新しい手法（TMOなど）の導入の検討
- ・ 都市型農業振興の推進
- ・ 大規模公園等のレクリエーションの場の充実
- ・ 大学教育の拠点（江古田地区）の活性化などを進めます。

活動的に行き来のできるまちづくり

- ・ 公共交通サービスレベルの地域差の縮小
- ・ 適正な交通需要管理（TDM）
- ・ 主要な幹線道路（環状8号線や放射35号線、放射36号線など）の整備
- ・ 生活幹線道路、主要生活道路の整備
- ・ 自転車の有効活用などを進めます。

主な施策の実施状況と評価

生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり

- ・ 駅周辺の拠点機能向上のため、中心核である練馬駅周辺、地域拠点である石神井公園駅周辺、大泉学園駅周辺、光が丘地区でまちづくりを実施しました。
- ・ 西武池袋線練馬高野台駅～石神井公園駅付近の高架化に伴い、駅舎を改修したり、駅前広場を整備したりして、拠点性を高めています。
- ・ にぎわいづくりについては、「練馬区商工業振興計画」（平成23～26年度）を策定しました。
- ・ その他の特徴的な産業については、「練馬区農業振興計画」（平成22年度）や「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」（平成20年度）を策定し、区の経済活動に重要な産業の発展を支援しています。

【評価】

- ・ 都市生活を支える地域拠点のにぎわいづくりのため、都市基盤の整備を行いました。
- ・ 今後も活力のある産業の発展を促し、区民生活の向上を図るため、産業（商業・工業・農業・観光）の振興を進め、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。



整備された石神井公園駅

活動的に行き来のできるまちづくり

- ・「練馬区都市交通マスタープラン」(平成 19 年度)や「練馬区自転車利用総合計画」(平成 22 年度)を策定し、誰もが移動しやすい交通環境の整備を進めています。
- ・環状 8 号線は整備が完了し、外かく環状道路、放射 35 号線、放射 36 号線などは事業中です。また、みどりバス(コミュニティバス⁽¹⁾)は平成 13~23 年度で 1 路線から 6 路線に増加しました。さらに、生活幹線道路については平成 13~23 年度で 1.3 キロ整備し、主要生活道路の整備はまちづくり条例に位置付けました。

【評価】

- ・みどりバスを充実させてきましたが、誰もが快適に移動できる交通環境を目指して、今後も、取り組みを進めていく必要があります。
- ・光が丘駅(地域拠点)周辺での自転車用ラックの整備や、豊島園駅の放置禁止区域の指定等を実施し、自転車放置台数の減少に効果がありました。大泉学園駅(地域拠点)では、駅北口に新たな自転車駐車場 2 か所を整備する予定です。

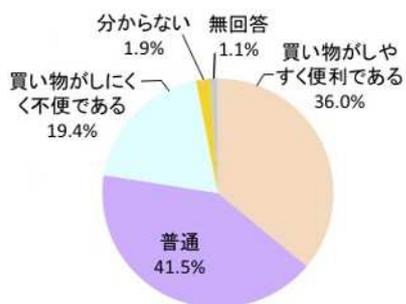


みどりバス(コミュニティバス⁽¹⁾)

【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

生き生きとした にぎわいのあるまちづくり

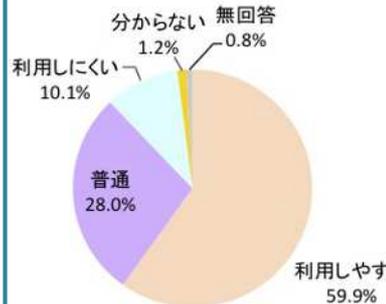
【買い物のしやすさ・便利さ】



買い物のしやすさ・便利さについては、77.5%が「便利+普通」だと評価しています。

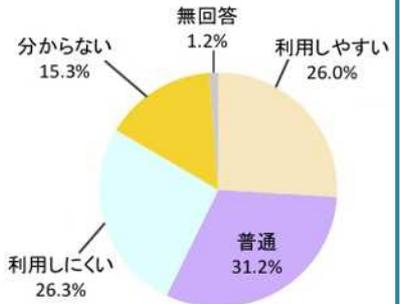
活動的に行き来のできるまちづくり

【鉄道の利用しやすさ】



鉄道については、「利用しやすい+普通」という回答が 87.9%と多くなっています。

【バスの利用しやすさ】



バスについては、「利用しやすい+普通」という回答が 57.2%となっています。

【まとめ】

「活動的ににぎわいのあるまち」については、買い物や鉄道の利便性については「満足+普通」の割合が高く、評価されています。バスの利便性の評価は鉄道に比べ低くなっており、利便性の向上が求められています。

4 みどりと水のまちをめざして

都市計画マスタープランの概要

みどりや水との出会いがあるまちづくり

- ・みどりの保全と活用
- ・みどりの創造と再生
- ・みどりと水のネットワークの整備
- ・みどりを守り育てる（参加の）仕組みづくり などを進めます。

農や木々とともにあるまちづくり

- ・農地、樹林地、大木の保全
- ・練馬独自のみどりを保護し回復させる施策の発展
- ・農とのふれあいの推進
- ・農地の開発（宅地化）時における周辺環境との調和の確保 などを進めます。

主な施策の実施状況と評価

みどりや水との出会いがあるまちづくり

- ・平成 20 年に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を施行するとともに、「練馬区みどりの基本計画」（平成 20 年度）や、「みどり 30 推進計画」（平成 18 年度）を策定し、緑被率 30%を目標にみどりの保全や創出に取り組んでいます。
- ・公園や緑地など公共施設のみどりの保全や創出とともに、生け垣化への助成の実施や屋上緑化、壁面緑化への助成の新設で宅地の緑化を支援しました。
- ・東京都による石神井川や白子川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。

【評価】

- ・みどりに関する施策は「みどり 30 推進計画」（平成 18 年度）に基づき、積極的に事業を推進してきました。平成 23 年度末で第一期の事業計画期間が終了したことから、みどりの実態調査やこれまでの取り組みの結果をふまえ、第二期事業計画の策定を進めています。
- ・平成 23 年度実施のみどりの実態調査によると、区内の緑被率は 25.4%であり、前回調査と比較すると 0.7 ポイント減少しています。これは公共のみどりは 18 ヘクタール増加したものの民有地のみどりはこれを上回る減少があったことによるものです。



練馬区役所のみどりのカーテン

農や木々とともにあるまちづくり

- ・「練馬区農業振興計画」(平成 22 年度)に基づき、農業者を支援し、農地保全を進めています。
- ・平成 20 年に東京都内の基礎的自治体で都市農地保全推進自治体協議会を設立し、都市農地の保全について他の自治体と連携して国に要望書を提出しています。
- ・区民農園⁽¹⁾等を運営したり、農業体験農園⁽²⁾を支援したりするほか、平成 21 年度から農のあるまちづくり事業を実施するなど、農とのふれあいを推進しています。

【評価】

- ・都市農業に関する法令や税制度が現状とそぐわない面が生じてきています。相続の発生等による農地の減少もあり、都市農地の保全が大きな課題です。

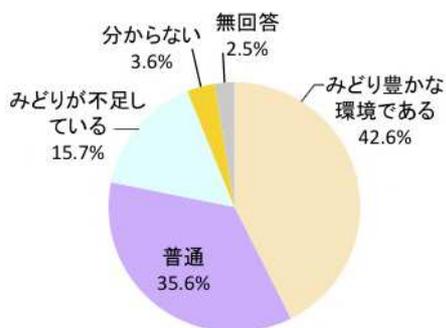


農地と屋敷林(市民農園⁽¹⁾)

【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

みどりや水との出会いがあるまちづくり

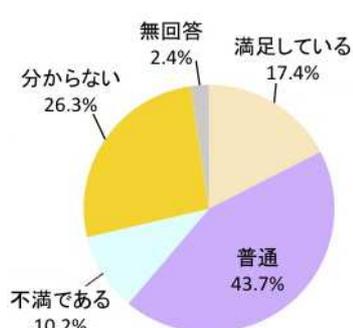
【みどりの環境】



みどりについては、「豊かである+普通」が 78.2%と多くなっています。

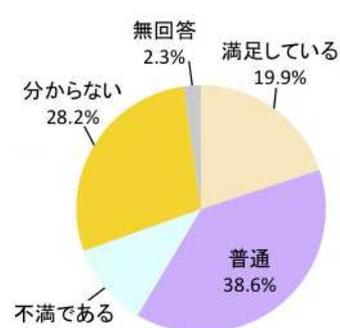
農や木々とともにあるまちづくり

【水辺とふれあえる環境】



水辺とふれあえる環境については、「満足+普通」が 61.1%となっています。

【農地を残す取り組み】



農地を残す取り組みについては、「満足+普通」が 58.5%と高い評価を得ている一方、「分からない」が 28.2%あります。

【まとめ】

「みどりと水のまち」については、「満足+普通」の割合が高く、評価が高くなっています。水辺や農地についてはみどりに比べ「分からない」との回答が多く、取組内容について周知を図り、区民の理解を得ることが課題と言えます。

都市計画マスタープランの概要

周辺と調和のとれたまちづくり

- ・ 地域条件に合った土地利用
- ・ 良好な住宅地や農地の保全
- ・ 都市デザインによる美しい景観づくり
- ・ 大型店等の商業活動と周辺生活環境の調和 などを進めます。

環境に配慮した循環型のまちづくり

- ・ 公害の防止
- ・ 水の循環の維持・回復
- ・ 省資源・省エネルギー対策、リサイクル推進の検討 などを進めます。

主な施策の実施状況と評価

周辺と調和のとれたまちづくり

- ・ 平成 18 年に「まちづくり条例」を施行し適正な土地利用を誘導するとともに、平成 20 年 3 月に市街地環境の向上を図るため「建築物の敷地面積の最低限度と建築物の高さの最高限度」について指定しました。また、より良い市街地形成を図るため「土地区画整理事業⁽¹⁾」を施行すべき区域の市街地整備方針⁽²⁾(平成 20 年度)を策定しました。
- ・ 平成 23 年に「練馬区景観条例」を施行するとともに「練馬区景観計画」を策定し、良好な景観の形成を誘導しています。

【評価】

- ・ 「まちづくり条例」の施行、「建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度」の指定等を行いました。今後も地域の条件に合った土地利用を誘導していきます。
- ・ 良好な景観の形成を図るため、色彩等に配慮した街並みづくりをめざしています。
- ・ 景観に関するまちづくりをすすめるため、区民が協力してまちなみをつくる景観まちなみ協定と「ねりま」らしい地域の景観資源を登録する地域景観資源登録制度を景観条例に位置づけました。
- ・ 平成 24 年 3 月現在まちなみ協定は 2 件の認定をしています。景観資源は、433 件を登録しました。



閑静なまちなみ

環境に配慮した循環型のまちづくり

- ・「練馬区環境基本条例」を平成 18 年に施行するとともに「練馬区環境基本計画 2011」（平成 22 年度）を策定し、温室効果ガスの排出抑制やみどりの保全・創出等に取り組んでいます。
- ・環境に負荷を与えない循環型社会形成に向けた施策として、区立の学校給食等から発生する生ごみの堆肥化を開始しました。また、ごみ減量化や資源の有効活用を図るため、新たな資源品目として植物性の使用済み食用油や小型家電製品の回収を開始しました。

【評価】

- ・環境に配慮した循環型のまちづくりは、条例や計画等に基づき成果をあげています。
- ・環境、リサイクルに関する情報発信等の普及啓発事業の拠点として、4 館目のリサイクルセンターを整備し、4 館のネットワーク化により効率的、全区的に普及啓発事業を行うことが課題となっています。
- ・低炭素都市づくりに向けた総合的な取り組みが求められています。

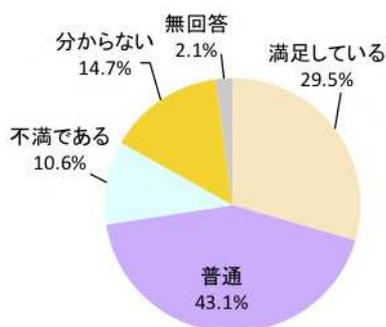


豊玉リサイクルセンター

【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

周辺と調和のとれたまちづくり

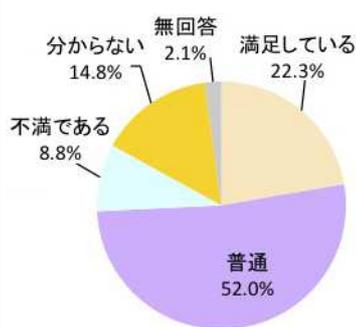
【周辺と調和するための建築制限】



周辺と調和するために行う建築制限では、「満足 + 普通」が 72.6%と多くなっています。

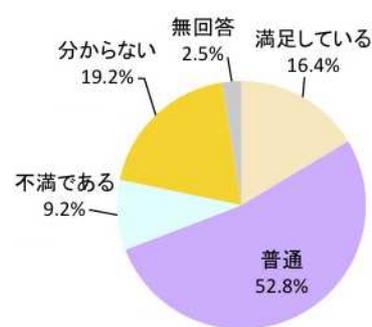
環境に配慮した循環型のまちづくり

【良好な景観のための取り組み】



良好な景観のための取り組みでは、「満足 + 普通」が 74.3%と多くなっています。

【循環型を目指すまちづくり】



循環型を目指す取り組みでは、69.2%が「満足 + 普通」と回答しています。

【まとめ】

「環境と共生するまち」については、「満足 + 普通」の割合が高く、評価が高くなっています。このような状況を維持するために、取り組みを続けていくことが求められます。

第5章 地域別指針

第5章では、「全体構想」を踏まえて区民参加で作成された「地域別指針⁽¹⁾」について、「まちづくりの指針」の概要を示すとともに、主な施策の実施状況を記載しました。

第1地域

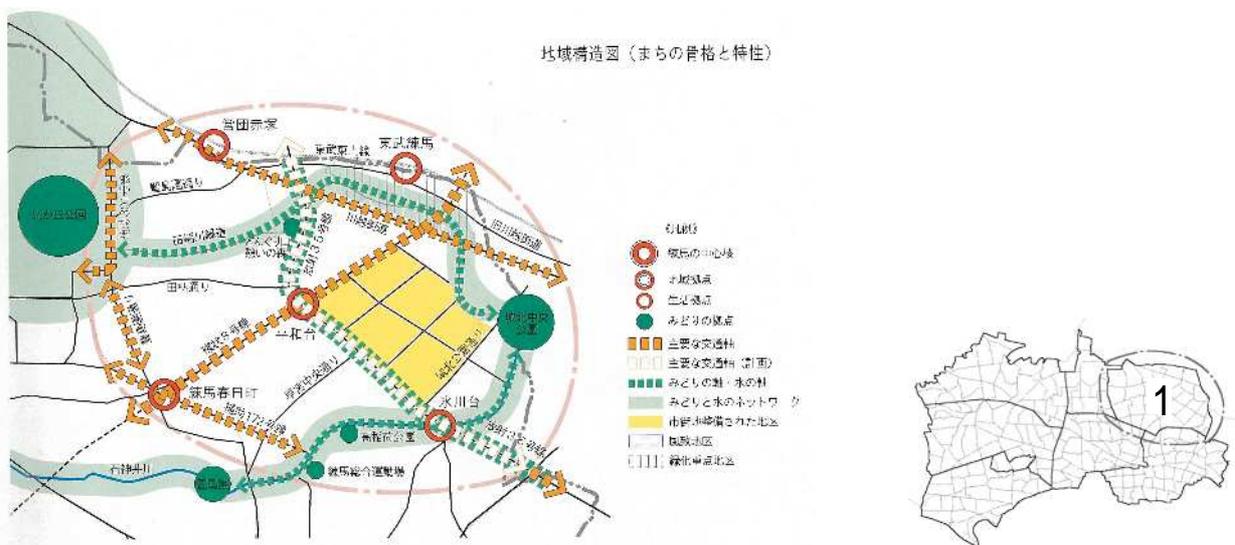
都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・放射 35 号線など幹線道路沿道の環境などに配慮した整備と沿道のまちづくりの推進
- ・鉄道駅周辺の生活拠点の活性化
- ・放置自転車の解消
- ・生活道路の安全性の向上
- ・周辺と調和した土地利用の形成
- ・密集地区の改善などによる防災性の向上
- ・石神井川の親水化および田柄川緑道の充実によるみどりと水のネットワーク化
- ・憩いの森⁽²⁾などのみどりの保全
- ・まちの緑化 などを進めます。



田柄川緑道



主な施策の実施状況

- ・道路整備については、沿道環境に配慮しながら、環状 8 号線の整備が完了し、放射 35 号線、放射 36 号線などは東京都により事業中です。区では、道路整備にあわせた沿道のまちづくりに取り組んでいます。
- ・鉄道駅の活性化として、平成 22 年に東武練馬駅南口周辺地区に地区計画⁽³⁾を策定しました。
- ・放置自転車対策として生活拠点である平和台駅周辺に地下自転車駐車場の整備を進めています。
- ・災害に強いまちを目指して、平成 8 年度から北町地区で密集住宅市街地整備促進事業を実施しています。

都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・ 鉄道駅周辺を中心に商業の活性化と放置自転車の解消
- ・ 社寺や石神井川、公共施設などまちの資源を活用した魅力づくり
- ・ 周辺と調和のとれた土地利用の適正な配置
- ・ 幹線道路沿いの不燃化や密集住宅地の改善などによるまちの防災性の向上
- ・ 幹線系の道路の沿道環境に対する配慮
- ・ 生活道路への通過交通対策
- ・ 石神井川の親水化
- ・ みどりの保全、まちの緑化 などを進めます。



千川通り練馬駅付近



主な施策の実施状況

- ・ 駅周辺のにぎわいづくりとして、駅前広場を練馬駅北口（平成 15 年）と江古田駅南口（平成 24 年）に整備しました。また、街並み誘導型地区計画⁽¹⁾を練馬駅南口地区（平成 16 年）、江古田駅北口地区（平成 18 年）、練馬駅北口地区（平成 21 年）で策定しました。
- ・ 放置自転車対策として生活拠点である豊島園駅に自転車駐車を平成 23 年度に新たに整備するとともに放置禁止区域を指定しました。
- ・ 災害に強いまちを目指して、平成 4 年度から江古田北部地区で密集住宅市街地整備促進事業を実施しています。また、練馬地区は事業を実施しました。（平成 18 年 3 月事業完了）
- ・ 防災拠点としての機能を備えた中村かしわ公園を整備しました。（平成 24 年 3 月開園）
- ・ 道路整備としては、東京都が沿道環境に配慮しながら放射 36 号線の事業を実施中です。

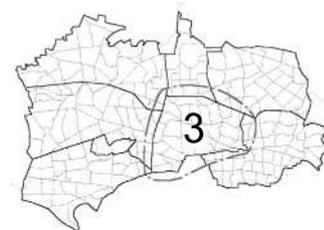
都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・生活道路における安全性の向上、防災性の向上、鉄道駅周辺の放置自転車の解消
- ・中村橋駅周辺での歩行者を大切にした福祉のまちづくり
- ・環状8号線の環境施設帯^()の整備
- ・石神井川の親水化
- ・みどりの保全、まちの緑化
- ・良好な住宅地を保全
- ・農地などの開発の際などには周辺と調和のとれた土地利用の促進
- ・幹線道路の沿道で環境に配慮したまちづくりなどを進めます。



笹目通り（谷原交差点北側）



主な施策の実施状況

- ・災害に強いまちを目指して、平成23年度から貫井・富士見台地区で密集住宅市街地整備促進事業を実施しています。
- ・中村橋駅南口に地区計画を策定し（平成17年）駅前広場を整備しました。（平成18年度）また、中村橋駅周辺交通バリアフリー^()基本構想（平成16年度策定）に基づき、道路整備等を実施しました。さらに、関係機関との協力により一方通行化による車両交通を規制しています。
- ・環状8号線は、沿道環境に配慮し環境施設帯^()（歩道や植樹帯など）を備えた整備が東京都の事業として行われました。
- ・東京都による石神井川の改修事業等で親水化に取り組みました。
- ・幹線道路沿道の騒音防止と沿道の適正かつ合理的土地利用を図るため、練馬区笹目通り沿道地区計画を策定しました。（平成15年）

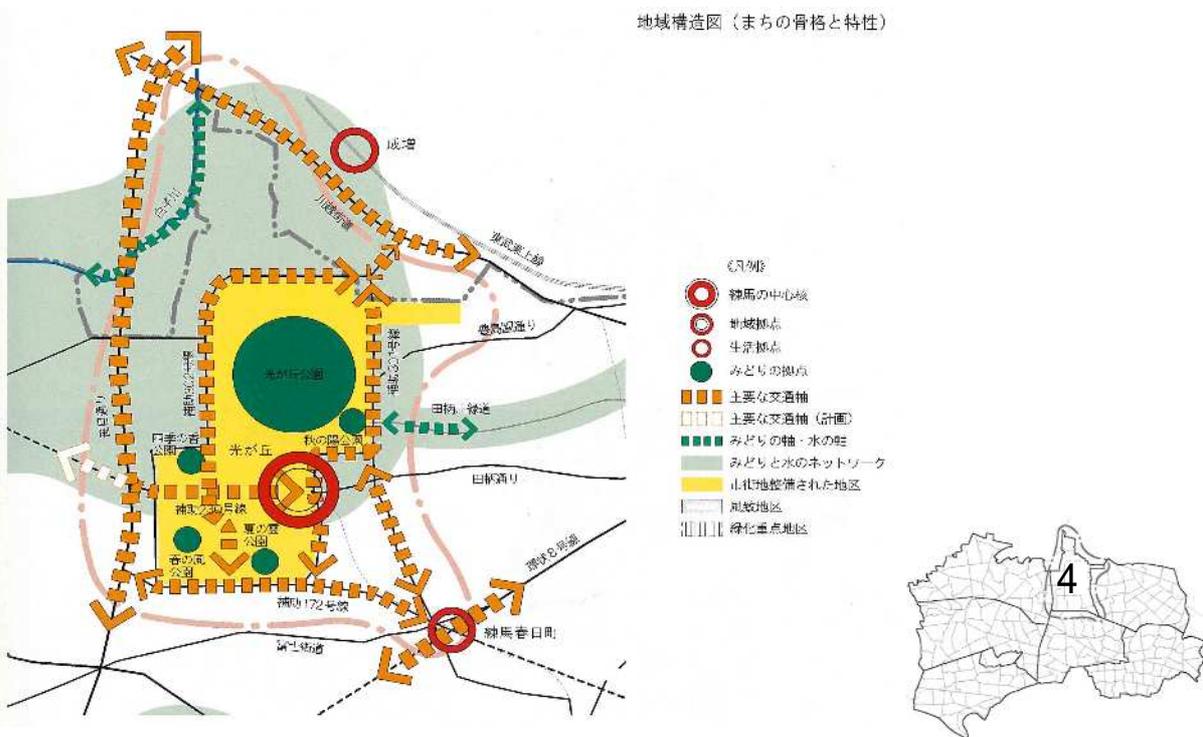
都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・ 光が丘団地での施設の適切な維持管理と活用、良好な環境の維持、駅周辺の放置自転車の解消、指定避難場所としての防災への取り組み
- ・ 光が丘団地周辺地区では周辺と調和のとれた土地利用の形成
- ・ 交通の安全性の確保
- ・ 幹線道路の沿道環境の配慮
- ・ みどりの保全や活用、まちの緑化などを進めます。



夏の雲公園



主な施策の実施状況

- ・ 光が丘地区では、小学校の統合再編により生じる跡施設の活用を契機として平成 23 年に「一団地の住宅施設」()から、良好な住環境の維持や保全と施設需要への柔軟な対応を両立させる「地区計画」()へ移行しました。
- ・ 閉校となった 4 か所の跡施設については、「学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画」（平成 21 年度）に基づき、整備を進めています。
- ・ 幹線道路の沿道への配慮として練馬区笹目通り沿道地区計画()を策定しました。（平成 15 年）
- ・ 地域冷暖房施設のエネルギーの効率を向上させるため、東京熱供給株式会社が施設を更新中です。

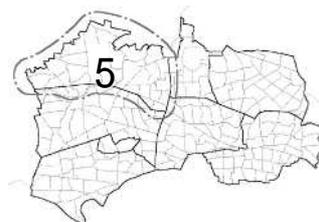
都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・白子川の親水化
- ・湧水の保全
- ・憩いの森()や生産緑地()などのみどりの保全と活用
- ・良好な風致の維持
- ・まちの緑化
- ・補助 230 号線の整備
- ・地下鉄大江戸線の延伸
- ・新駅の周辺や沿道地区のまちづくり
- ・目白通りの延伸(放射 7 号線)
- ・生活幹線道路の整備
- ・住民参加による防災の取り組み などを進めます。



白子川沿いの斜面林



主な施策の実施状況

- ・東京都による白子川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。
- ・まちの基盤となる公共施設を整備し、良好な住環境と利便性が調和したまちづくりを目的として「土支田中央土地区画整理()事業」(平成 16 年度開始)を行っています。
- ・補助 230 号線の一部が開通します。(平成 24 年 7 月)また、沿道のまちづくりとして、地区計画()を平成 19 年に補助 230 号線土支田・高松地区で、平成 20 年に土支田中央地区で策定しました。
- ・幹線道路の沿道への配慮として練馬区笹目通り沿道地区計画()を策定しました。(平成 15 年)
- ・放射 7 号線は平成 18 年 7 月に事業認可がなされ、東京都により事業が進められています。

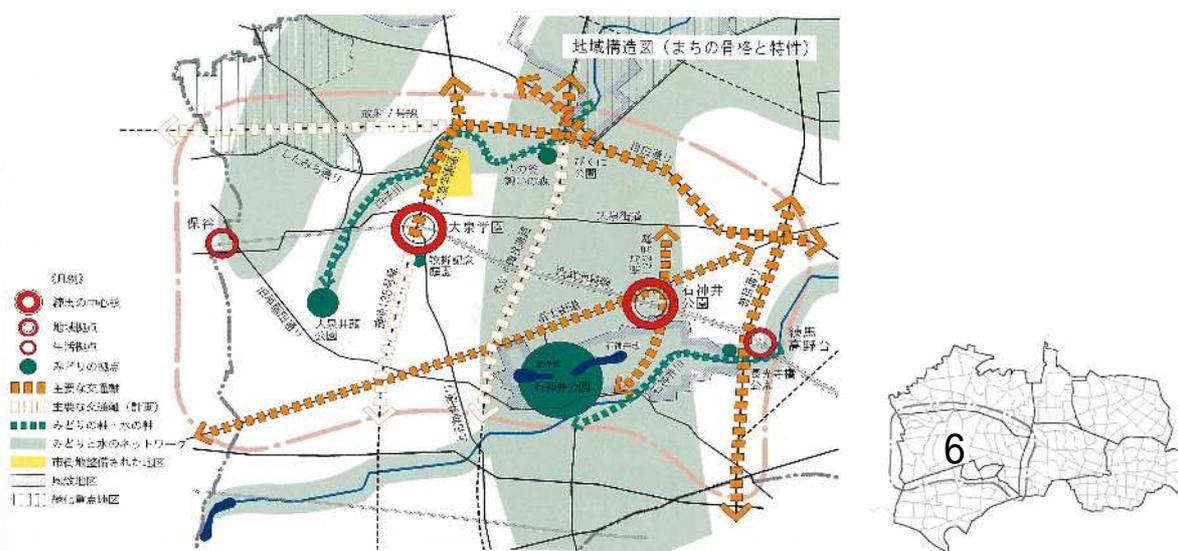
都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・石神井公園駅、大泉学園駅の周辺での商業の活性化
- ・南北交通の利便性向上のため、石神井公園駅付近の西武池袋線の高架化
- ・駅周辺地区の整備
- ・放置自転車の解消
- ・保谷駅周辺での西東京市と連携したまちづくり
- ・土地利用の適正化
- ・良好な街並み景観の創出
- ・道路や沿道環境の整備
- ・生活道路の安全性や防災性の向上
- ・石神井川、白子川の親水化
- ・みどりの保全、まちの緑化
- ・外かく環状道路の計画のあり方などについての合意形成 などを進めます。



南側から臨む大泉学園ゆめりあ



主な施策の実施状況

- ・石神井公園駅と大泉学園駅では、市街地再開発事業⁽¹⁾の実施、駅前広場の整備を行いました。
- ・地域拠点である石神井公園では、石神井公園駅南地区地区計画⁽²⁾を策定しました。(平成 24 年 5 月)
- ・西武池袋線練馬高野台駅～石神井公園駅付近が高架化されました。(平成 23 年度)
- ・放置自転車対策として、石神井公園駅付近の高架下に自転車駐車場の整備を計画しています。
- ・東京都による石神井川、白子川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。
- ・(仮称)練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園については、区立公園として平成 26 年春の開園に向けて整備をする予定です。(平成 24 年現在整備中)
- ・外かく環状道路については、事業中です。

都市計画マスタープランの概要

まちづくりの指針

- ・石神井公園、武蔵関公園、立野公園、石神井川、千川上水など、恵まれた資源を活かしたみどりと水のネットワーク化
- ・安全に歩けるまち
- ・防災性の向上
- ・沿道環境の向上
- ・外かく環状道路についての合意形成 などを進めます。



石神井公園



主な施策の実施状況

- ・東京都による石神井川の改修事業等で親水化に取り組んでいます。
- ・(仮称)練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園については、区立公園として平成 26 年春の開園に向けて整備をする予定です。(平成 24 年現在整備中)
- ・幹線道路沿道の環境配慮として練馬区笹目通り沿道地区計画を策定しました。(平成 15 年)
- ・外かく環状道路については、事業中です。
- ・西武新宿線の立体化を見すえながら、各駅の周辺では地域住民とともに、まちづくりを進めています。

【参考】区民アンケートにみる まちの現状の評価

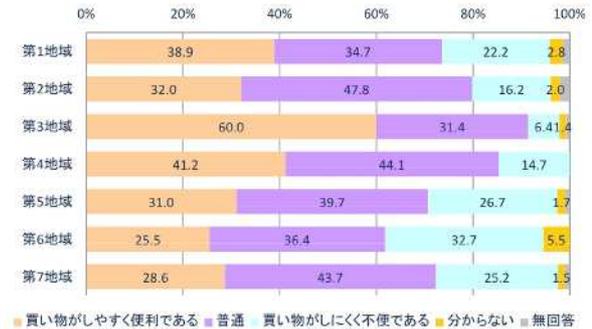
【地域によって評価の割合に差がある以下の4つの項目を取り上げました。】

- ・地震対策については、第3地域と第4地域では「安心+普通」が50%以上となっていますが、第2地域と第5地域では「安心+普通」が40%未満となっています。
- ・買い物のしやすさ・便利さについては、第3地域や第4地域では80%以上が「便利+普通」となっていますが、第6地域ではやや評価が低くなっています。

【地震対策】

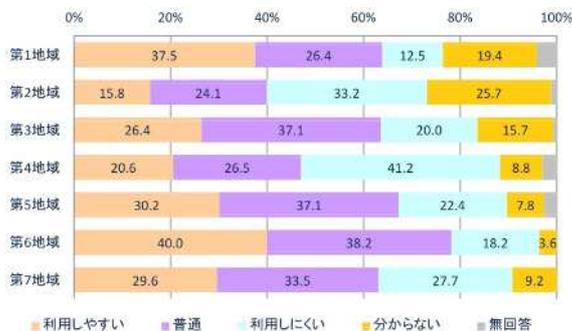


【買い物のしやすさ・便利さ】



- ・バスの利用しやすさでは、第6地域で「便利+普通」が70%以上となっていますが、第2地域と第4地域では、50%未満となっています。
- ・水辺とふれあえる環境については、第4地域、第5地域で「満足+普通」が70%を超えており、評価が高くなっています。一方、第1地域では「満足+普通」が50%以下となっています。

【バスの利用しやすさ】



【水辺とふれあえる環境】



第6章 地区別まちづくり

第7章 都市計画マスタープランの実現のために

第6章では、前章までのまちづくりの方針やまちづくりの指針を実現するために、地区別まちづくりが重要だと考え、その方法を示しました。また、第7章では、実現のための体制と方法を示しました。これらの概要と、主な施策の実施状況と評価を以下に記載しました。

都市計画マスタープランの概要

第6章 地区別まちづくり

1 地区別まちづくりの考え方

区が主体となって進めるまちづくりとあわせて、住民等が主体的に進めるまちづくりが、練馬区のまちづくりにおいてとても重要な役割を担います。

地区別まちづくりでは、土地区画整理事業^()や市街地再開発事業^()等の都市計画手法や法定の地区計画^()、建築協定^()などのほか、任意の計画、協定、憲章などさまざまな手法が考えられます。それぞれの地区の課題やコミュニティの状況に合わせた手法で、まちづくりを進めます。

2 地区別まちづくりの方法

地区別まちづくりは、(仮称)まちづくり協議会等を住民等が中心となって組織し、地区別まちづくりの計画案を作成する方法などが考えられます。

住民主体の取組みの成果は、地区における社会的な目標、ルールとして地区住民が共有し、まちづくりの実現に結びつけます。

第7章 都市計画マスタープランの実現のために

1 まちづくりの基本的な進め方

住民参加と協働のまちづくりを実現していくためには、計画、計画実現のための具体的行動指針、計画実現のための手順・手続きの3つの要素を併せて考え、その仕組みをつくっていくことが必要です。

2 まちづくりの推進体制の充実

地区別まちづくりの計画づくりや計画の実現を推進するため、住民等と区による協働のまちづくり推進体制をつくり出します。

住民参加によるまちづくりに制度的な位置づけを与えるために、まちづくり条例の制定に取り組みます。

主な施策の実施状況と評価

1 まちづくり条例

平成 18 年 4 月、まちづくり条例を施行し、法定都市計画への住民提案や区独自のまちづくり制度における住民参加を制度化しました。

2 まちづくり支援組織

- ・まちづくりセンター・・・まちづくりの支援組織として、平成 18 年 4 月に練馬まちづくりセンターを開設しました。練馬まちづくりセンターでは、区とともに区民が進めるまちづくりを支援しています。
- ・景観整備機構・・・平成 23 年 5 月に、景観法に基づく景観整備機構に公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（練馬まちづくりセンター）*を指定しました。区と協力して、良好な景観の形成に取り組んでいます。*指定時は財団法人練馬区都市整備公社

3 まちづくり活動の成果

- ・まちづくり協議会・・・区内のさまざまな地区においてまちづくり協議会を設け、区民と区がともにまちづくりに取り組んでいます。（平成 24 年 3 月現在 26 地区）
- ・地区計画・・・まちづくり協議会の取り組みの 1 つの成果として、地区計画⁽¹⁾がこの 11 か年で 14 地区増加しました。
- ・重点地区まちづくり・・・区が重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進める際に定めます。現在 10 の地域で計画・構想を策定しています。
- ・総合型地区まちづくり・・・身近な地区の建築やその他の土地利用等に関するルールや基準等を定めるものです。「高野台 5 丁目中央地区住みよいまちづくりの会」（平成 24 年 3 月認定）と「武蔵関・環境を守る会」（平成 21 年 11 月認定）が取り組んでいます。
- ・施設管理型地区まちづくり・・・地区住民が主体となり、公園、緑地等の施設について、まちづくりを推進するものです。「NPO 法人 公園づくりと公園育ての会」の「公園育て計画」を平成 22 年 9 月に認定しました。
- ・テーマ型まちづくり・・・みどりの保全や良好な景観の形成などをテーマとし、区と協力してまちづくりを推進します。「Nerima 景観まちづくり会議」が「歩きたくなる街・Nerima の景観を育む、練馬区の景観計画策定に関わる提案」を区に提案し、平成 21 年 11 月に採用されました。

第 8 章 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランでは、「平成 22 年（2010 年）までの時点に、または、社会情勢が大きく変化すると認められる時点で、全体構想に位置づけられた住民参加の取り組みやまちづくりにおける情報公開の実施や協働の状況、地区別まちづくりの進捗状況などを評価し、その結果を公表します」と記載しており、実施状況報告書を作成しました。

今後は、実施状況報告書についていただいたご意見等を踏まえ、都市計画マスタープランの見直し（改定）を進めていきます。

見直しの方向性として以下をめざすとともに、区民の皆さまにわかりやすい構成や内容としていきます。

- 災害に強いまちの実現
- 環境にやさしいまちの実現
- 安全で快適に移動できるまちの実現
- 地域コミュニティと協働の推進

用語解説

あ行

憩いの森

区内に残る雑木林や屋敷林など貴重な樹林を保全するとともに活用していくため、所有者から借りた樹林を区が整備、管理して区民に開放する制度で、1,000㎡以上の樹林。

一団地の住宅施設

良好な居住環境を有する住宅群を一団の土地に建設するため、都市計画に定める都市施設。近年、居住ニーズの変化に伴う整備を行うため、都市施設指定の廃止と地区計画等への移行が行われている。

エイトライナー(eight liner)

環状8号線を基本的な導入空間として、羽田空港と赤羽駅とを結ぶ新しい環状鉄道計画のこと。練馬区、板橋区、北区、杉並区、世田谷区、大田区の6区が提案している。

か行

環境施設帯

幹線道路の沿道における生活環境を保全するため、道路の構造や交通量に応じて車道端から10m（自動車専用道路では20m）の道路用地に確保される植樹帯などの緩衝空間。

緩傾斜護岸

河川の護岸の側面を緩やかな傾斜にし、地震や水害に強くするとともに、住民が身近なところで水と親しめるようにした護岸。

区民農園

区内農業者から無償で農地の提供を受け、一区画15㎡ごとに区画し、区民に貸している。

建築協定

住宅地としての環境や、商店街としての利便を高度に維持増進するなど、建築物の利用を増進

し、土地の環境を改善する目的で、土地所有者等がその全員の合意によって、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関して定めた協定。

交通結節点

鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場など、交通の流れが集中的に結節する箇所。

交通需要管理(TDM)

自動車利用などの交通行動の変更を促すことにより、都市または地域における交通渋滞の緩和や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出等の環境負荷の抑制にも効果がある手法の体系。

Transportation Demand Managementの略。

国勢調査

5年ごとに実施される、国内のすべての居住者、世帯を対象とした、人口や世帯等に関する調査。調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策のほか、民間企業等でも様々な場面で利用されている。最近では、平成22年に実施された。

コミュニティバス(community bus)

一定の地域を、目的に合わせて運行するバスのこと。小型バス等による運行事例が多い。

さ行

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、既成市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業。

市民農園

区内農業者から有償で生産緑地の提供を受け、一区画20㎡、30㎡に区画し、区民に有償で貸している。

生産緑地(地区)

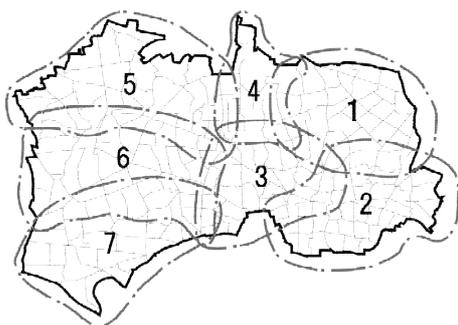
生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な

都市形成を図ることを目的に、500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、都市計画に定める地域地区。指定後30年間は農地等としての管理が義務づけられ、建築行為等が制限されるが、宅地並み課税を免除される。

た行

地域別指針

区内を図のように7つの地域に区分し、まちの特徴や課題、まちづくりの方針などを示したもの。



地区計画

都市計画法にもとづき、比較的小規模な地区を対象に、その区域の特性にふさわしい良好な街区を整備し、保全するために定める都市計画。それぞれの区域の方針のほか、道路・公園等の配置、規模や、建築物等の用途、規模、形態意匠、緑化に関する規定等を定めることができる。

都市基盤

道路や上下水道、公園、河川等の都市活動の基盤となる施設。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために行う土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。基本的仕組みは、土地所有者が土地の一部を道路・公園等の公共施設用地として出し合い（減歩）残りは宅地としての形を整えて交付を受ける（換地）もの。

な行

農業体験農園

区民が農とふれあえる場を提供し、都市農業へ

の理解を深めるなどのために整備する生産緑地を活用した民間の市民農園。

は行

バリアフリー(barrier free)

高齢者や障害者等が社会生活をしていくうえでの、物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障壁等を除去しようという考え方。

避難拠点

練馬区では、区民の生活圏にある区立小・中学校を避難拠点として位置づけている。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる。

保護樹林、保護樹木

保護する必要があると認められる樹木や樹林を所有者の同意を得て指定したもの。保護樹林は1,000㎡以上のもの。

ま行

密集市街地

道路などの都市基盤の整備が行われないうまま、老朽住宅などの建築物が高密度に建っている市街地。

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境等をデザインする考え方。

ら行

連続立体交差化

鉄道の踏切が連続している一定区間を、高架化または地下化することによって、踏切の除却および道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現すること。

**練馬区都市計画マスタープラン
実施状況報告書**

平成 24 年（2012 年） 12 月

編集発行：練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課
〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
電 話 : 03-5984-1534 (直通)
F A X : 03-5984-1226
電子メール : TOSHIKEIKAKU@city.nerima.tokyo.jp